

松戸市地域防災計画

風水害等編

(案)

平成 22 年度修正

松戸市防災会議

目 次

第1章 総則

第1節 計画の策定方針	風-1
1 計画の目的	風-1
2 風水害対策の基本方針	風-1
3 計画の修正	風-1
第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	風-2
1 松戸市	風-2
2 県	風-2
3 指定地方行政機関	風-3
4 自衛隊	風-5
5 指定公共機関	風-6
6 指定地方公共機関	風-7
7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	風-7
8 住民及び事業所等	風-9
第3節 地域の概要	風-11
1 社会環境	風-11
2 自然環境	風-11
第4節 災害の想定	風-13
1 水害	風-13
2 土砂災害	風-14

第2章 災害予防計画

第1節 水害の予防	風-15
1 治水整備	風-15
2 点検・巡視	風-16
3 警戒避難体制	風-17
第2節 土砂災害の予防	風-18
1 土砂災害警戒区域の対策	風-18
2 宅地造成工事規制区域内の保全対策	風-19
第3節 風害の予防	風-20
1 街路樹・農作物の対策	風-20
2 電力施設の対策	風-20
第4節 雪害の予防	風-21
1 道路の対策	風-21
2 農作物等の対策	風-22
3 電力施設の対策	風-22
4 通信施設の対策	風-22
第5節 防災体制の整備・訓練等	風-23
1 風水害避難所の確保	風-23
2 災害時要援護者対策	風-23
3 防災訓練・知識の普及	風-23

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制	風-25
1 市職員の配備	風-25
2 市本部の設置	風-28
第2節 情報の収集・伝達	風-30
1 通信の確保	風-30
2 情報収集・伝達	風-31
3 被害調査	風-35
4 情報のとりまとめ、報告	風-36
5 広報	風-37
6 報道機関への対応	風-39
7 住民相談	風-39
第3節 救助・救急・消火活動・水防活動	風-40
1 救助活動	風-40
2 救急活動	風-41
3 消火活動	風-41
4 水防活動	風-42
第4節 災害警備・防犯対策	風-43
1 災害警備	風-43
2 防犯対策	風-44
第5節 交通・輸送対策	風-45
1 緊急輸送道路の確保	風-45
2 緊急通行車両等の確認	風-46
3 緊急輸送	風-46
第6節 避難対策	風-48
1 避難の勧告・指示等	風-48
2 自主避難	風-51
3 避難誘導	風-51
4 避難所の開設と運営	風-52
5 避難所等の閉鎖	風-53
第7節 応急医療	風-54
1 医療救護活動	風-54
2 被災者の健康管理	風-56
第8節 防疫・清掃・障害物の除去	風-57
1 防疫活動	風-57
2 保健活動	風-58
3 し尿の処理	風-58
4 ごみの処理	風-58
5 障害物の除去	風-59
6 がれき等の処理	風-59
7 動物対策	風-60
第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理	風-61
1 行方不明者の捜索	風-61
2 遺体の処理	風-61

3	遺体の埋火葬	風-62
第10節	生活支援	風-63
1	給水	風-63
2	食料の供給	風-65
3	生活必需品の供給	風-65
4	救援物資の受け入れ・管理	風-66
5	物資集配拠点の運用	風-66
第11節	二次災害の防止	風-67
1	がけ地の危険防止	風-67
2	被災宅地の危険度判定	風-67
3	危険物施設等対策	風-67
4	放射性災害対策	風-68
第12節	応援派遣要請	風-69
1	自衛隊の応援派遣要請、受入れ	風-69
2	自治体等への応援要請	風-70
3	消防の広域応援要請	風-71
4	水道・下水道事業体の相互応援	風-71
第13節	生活関連施設等の応急対策	風-72
1	上水道施設	風-72
2	下水道施設	風-72
3	電力施設	風-73
4	都市ガス施設	風-73
5	通信施設	風-73
6	郵便	風-74
7	道路・橋梁	風-74
8	鉄道	風-74
9	バス	風-75
10	河川	風-75
第14節	教育対策・保育対策	風-76
1	災害発生時の対応	風-76
2	避難所開設への対応	風-76
3	応急教育	風-76
4	応急保育	風-77
5	文化財の保護	風-77
第15節	建物対策	風-78
1	住家の被災調査・り災証明	風-78
2	被災建築物の応急修理	風-78
3	応急仮設住宅の建設	風-78
4	空き家の斡旋	風-79
5	市管理建築物の応急対策	風-79
第16節	ボランティアへの対応	風-80
1	ボランティア活動の受入体制	風-80
2	ボランティア活動	風-81
第17節	災害時要援護者への対応	風-82

1 災害時要援護者の安全確保	風-82
2 災害時要援護者への支援	風-82
3 福祉避難所の設置	風-83
4 社会福祉施設入所者等への支援	風-83
第18節 災害救助法の適用	風-84
1 災害救助法の適用手続き	風-84
2 災害救助法による事務	風-85

第4章 災害復旧計画

第1節 住民生活安定対策計画	風-87
1 税等の減免等	風-87
2 災害弔慰金の支給等	風-88
3 生活福祉資金の貸付け	風-88
4 郵便物の特別取扱い等	風-88
5 雇用の確保	風-88
6 公共料金の特例措置	風-88
7 災害公営住宅の建設	風-88
8 災害応急資金の融資	風-89
9 義援金の保管及び配分	風-89
10 被災者生活再建支援金の支給	風-89
11 介護保険における対応	風-89
第2節 生活関連施設の復旧計画	風-90
1 災害復旧事業	風-90
2 国の財政援助等	風-90
第3節 災害復興計画	風-92

第1章 総則

第1節 計画の策定方針

1 計画の目的

本計画は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「防災会議」という。）が定める計画であって、本市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務を定め、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

本計画は、本市の地域に係る災害対策に関する基本的かつ総合的な計画であることから、国の防災基本計画、県の地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関等防災関係機関の防災業務計画等との連携・整合を図るものである。

2 風水害対策の基本方針

本市の防災環境に的確に対応し、市民生活の安全を守り、女性、高齢者、傷病者、障害者、乳幼児、外国人等の視点を踏まえながら、本市のもつ諸機能を確保していくため、災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努める。

(1) 災害予防対策

- ア 住民への風水害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の結成促進及び育成強化並びに防災訓練の充実に努める。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるため、土砂災害の防止対策や建築物対策などの都市防災対策を進める。
- ウ 防災施設を確保するとともに、各種資器材の完備と消防施設の保全を進める。
- エ 情報連絡手段となる防災行政無線等の保全を進める。
- オ 災害対策に役立つ各種調査、検討を進める。

(2) 災害応急対策

- ア 災害時の迅速な対応がとれるよう、市、防災関係機関との連携により応急体制を整える。
- イ 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- ウ 被災者の安全な避難誘導に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助などの救援救護活動の充実に努める。
- エ 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実に努める。
- オ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の応援を得て迅速な応急対策を実施する。
- カ 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- キ 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

(3) 災害復旧対策

- ア 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実に努め、民生安定を図る。
- イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。

3 計画の修正

市及び関係機関は、本計画を現状に即したものにするため常に検討を加え、修正する必要があると認める場合は、防災会議で審議の上修正する。

第2節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務 の大綱

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

1 松戸市

- ア 市防災会議及び市災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大の防止に関すること
- オ 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災市営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- サ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- シ 被災施設の復旧に関すること
- ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること
- セ 被災者の生活再建支援に関すること

2 県

- ア 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること
- イ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること
- ウ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること
- エ 災害の防除と拡大の防止に関すること
- オ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること
- カ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること
- キ 被災産業に対する融資等の対策に関すること
- ク 被災県営施設の応急対策に関すること
- ケ 災害時における文教対策に関すること
- コ 災害時における社会秩序の維持に関すること
- サ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること
- シ 災害時における交通、輸送の確保に関すること
- ス 被災施設の復旧に関すること
- セ 市が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること
- ソ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること

- タ 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関する事
- チ 被災者の生活再建支援に関する事
- ツ 市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関する事

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（千葉財務事務所）

ア 立会関係

主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関する事

イ 融資関係

(ア) 災害つなぎ資金の貸付(短期)に関する事

(イ) 災害復旧事業費の融資(長期)に関する事

ウ 国有財産関係

(ア) 地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事

(イ) 地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関する事

(ウ) 地方公共団体が水防、消防その他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関する事

(エ) 災害の防除又は復旧を行おうとする事業者に対する普通財産の売払又は貸付に関する事

(オ) 県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関する事

(カ) 県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関する事

エ 民間金融機関等に対する指示、要請関係

(ア) 災害関係の融資に関する事

(イ) 預貯金の払い戻し及び中途解約に関する事

(ウ) 手形交換、休日営業等に関する事

(エ) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する事

(オ) 営業停止等における対応に関する事

(2) 関東農政局

ア 災害予防

(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事

(イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事

イ 応急対策

(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事

(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事

(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事

(エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関する事

- (オ) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること
 - ウ 復旧対策
 - (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること
 - (イ) 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること
 - エ その他
 - (ア) 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること
- (3) 関東森林管理局（千葉森林管理事務所）
- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
- (4) 関東経済産業局
- ア 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること
- (5) 関東東北産業保安監督部
- ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の安全確保に関すること
 - イ 鉱山に関する災害の防止及び災害時の応急対策に関すること
- (6) 関東運輸局（千葉運輸支局）
- ア 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
 - イ 災害時における被害者、災害必要物資等の輸送調整に関すること
 - ウ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること
- (7) 関東地方整備局（千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所）
- ア 災害予防
 - (ア) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
 - (イ) 通信施設等の整備に関すること
 - (ウ) 公共施設等の整備に関すること
 - (エ) 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
 - (オ) 官庁施設の災害予防措置に関すること
 - (カ) 豪雪害の予防に関すること
 - イ 災害応急対策
 - (ア) 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び予警報の伝達等に関すること
 - (イ) 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること
 - (ウ) 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
 - (エ) 災害時における復旧資材の確保に関すること
 - (オ) 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること
 - (カ) 災害時のための応急復旧資器材の備蓄に関すること
 - (キ) 災害時相互協力に関する申合せに基づく適切な緊急対応の実施に関すること

ウ 災害復旧

災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案の上、二次災害の防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。

(8) 成田空港事務所

- ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること
- イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

(9) 東京管区气象台（銚子地方气象台）

- ア 気象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること
- イ 異常気象時における気象予報及び警報等の発表・通報に関すること
- ウ 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

(10) 関東総合通信局

- ア 電波及び有線電気通信の監理に関すること
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること
- ウ 災害時における非常通信の確保に関すること
- エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- オ 非常通信協議会の育成及び指導に関すること

(11) 千葉労働局

- ア 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
- イ 労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること

4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ア 防災関係資料の基礎調査に関すること
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること
- ウ 防災資材の整備及び点検に関すること
- エ 松戸市地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画にふん合した防災に関する各種訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

- ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること
- イ 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

5 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関する事
 - イ 災害時における緊急通話の取扱いに関する事
 - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

- (2) 日本赤十字社（千葉県支部）
 - ア 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事
 - イ 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関する事
 - ウ 義援金品の募集及び配分に関する事

- (3) 日本放送協会（千葉放送局）
 - ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関する事
 - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関する事
 - エ 被災者の受信対策に関する事

- (4) 東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設等の保全に関する事
 - イ 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

- (5) 独立行政法人水資源機構
 - ア 水資源開発施設（導水路含む）の建設、維持管理に関する事
 - イ 水資源開発施設の災害復旧に関する事

- (6) 日本通運株式会社（千葉支店）
 - ア 災害時における貨物(トラック)自動車による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事

- (7) 東京電力株式会社（千葉支店）
 - ア 災害時における電力供給に関する事
 - イ 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事

- (8) KDDI株式会社
 - ア 電気通信施設の整備に関する事
 - イ 災害時等における通信サービスの提供に関する事
 - ウ 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事

- (9) 郵便事業株式会社(松戸支店・松戸北支店・松戸南支店)、郵便局株式会社
 - ア 災害時における郵政事業運営の確保
 - イ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - ウ 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

6 指定地方公共機関

- (1) 京葉瓦斯株式会社、社団法人千葉県エルピーガス協会（松戸支部）
 - ア ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること
- (2) 東武鉄道株式会社、京成電鉄株式会社、新京成電鉄株式会社、流鉄株式会社、北総鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設等の保全に関すること
 - イ 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること
- (3) 社団法人千葉県医師会
 - ア 医療及び助産活動に関すること
 - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (4) 社団法人千葉県歯科医師会
 - ア 歯科医療活動に関すること
 - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (5) 社団法人千葉県薬剤師会
 - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
 - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
 - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること
- (6) 千葉テレビ放送株式会社、株式会社ニッポン放送、株式会社ベイエフエム
 - ア 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること
 - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
 - ウ 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
- (7) 社団法人千葉県トラック協会（松戸支部）、社団法人千葉県バス協会
 - ア 災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

- (1) 社団法人松戸市医師会
 - ア 医療及び助産活動に関すること
 - イ 医師会と医療機関との連絡調整に関すること
- (2) 社団法人松戸歯科医師会
 - ア 歯科医療活動に関すること
 - イ 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること

- (3) 社団法人松戸市薬剤師会
 - ア 調剤業務及び医薬品の管理に関すること
 - イ 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること
 - ウ 地区薬剤師会との連絡調整に関すること

- (4) 社団法人千葉県接骨師会（松戸支部）
 - ア 医療活動に関すること
 - イ 接骨師会と医療機関との連絡調整に関すること

- (5) 社会福祉法人松戸市社会福祉協議会
 - ア 市、県が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること
 - イ 災害ボランティアに関すること

- (6) 財団法人松戸市国際交流協会
 - ア 外国人の救助・救援の協力に関すること

- (7) 松戸市土地開発公社、財団法人都市整備公社、財団法人生きがい福祉事業団、社団法人松戸市シルバー人材センター、財団法人文化振興財団、松戸みどりと花の基金
 - ア 市が行う災害応急活動及び復旧活動への協力に関すること

- (8) とうかつ中央農業協同組合
 - ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 農作物等災害応急対策の指導及び被害農家に対する融資等の斡旋に関すること
 - ウ 農業生産資器材及び農家生活資材の確保に関すること

- (9) 松戸市漁業協同組合
 - ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 水産物等災害応急対策の指導及び被害漁業家に対する融資等の斡旋に関すること
 - ウ 水産資器材及び漁業家生活資材の確保に関すること
 - エ 水難救護、水上輸送等の協力に関すること

- (10) 松戸商工会議所
 - ア 市、県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
 - イ 救助用物資（生活必需品）等の復旧用資材確保に関すること

- (11) 社団法人千葉県獣医師会
 - ア 災害時における獣医療に関すること

- (12) 独立行政法人都市再生機構（千葉地域支社）
 - ア 事業区域内の所管施設の保全並びに災害復旧に関すること

- (13) 社団法人千葉県建築士会（松戸支部）、社団法人千葉県建築士事務所協会（松戸支部）
ア 被災建築物の応急危険度判定に関すること
- (14) 金融機関
ア 被災事業者等に関する資金融資に関すること
- (15) 医療機関
ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
イ 災害時における患者等の保護に関すること
ウ 災害時における医療救護の協力に関すること
- (16) 社会福祉施設の管理者
ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
イ 災害時における入所者の保護に関すること
ウ 災害時における高齢者・障害者等の一時収容の協力に関すること
- (17) 学校等の管理者
ア 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること
イ 災害時における児童・生徒等の保護、応急教育に関すること
ウ 災害時における避難者の収容の協力に関すること
- (18) 危険物取扱施設等の管理者
ア 安全管理に関すること
イ 防護施設の整備に関すること
ウ 災害時における防災活動に関すること

8 住民及び事業所等

- (1) 住民
ア 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、警報等発令時にとるべき行動の確認や、住宅等の風水害対策を進める。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、避難方法など、各家庭での身近な災害発生時の備えを講じること
イ 市及び県が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
ウ 住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう地域コミュニティの形成に努めること
- (2) 自主防災組織
ア 防災組織の編成及び任務分担の確認把握に関すること
イ 情報の収集伝達に関すること
ウ 避難誘導、救出救護の協力に関すること
エ 被災者に対する炊出し、救援物資の配布等の協力に関すること
オ 被害状況調査等の災害対策の協力に関すること

(3) 事業所

- ア 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与すること
- イ 集客施設を保有する事業所は、来客者の安全確保に努めること
- ウ 事業所は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること

(4) ボランティア団体

- ア 普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第3節 地域の概要

1 社会環境

(1) 位置

松戸市は、北から東へ流山市、柏市、南へ鎌ヶ谷市及び市川市に囲まれ、西は江戸川を隔てて東京都葛飾区並びに埼玉県三郷市に面している。面積は61.33k㎡である。

東京都心部から概ね20km圏に位置し、電車で約30分の距離にあることから、首都圏の住宅都市として発展している。

(2) 人口

平成21年10月1日現在、市内の総人口は484,194人、総世帯数は210,152世帯で、一世帯あたり人口は2.30人、人口密度は7,894人/k㎡である。人口、世帯数、人口密度は近年も増加傾向にあるが、一世帯あたり人口は依然として減少傾向にある。

なお、65歳以上の高齢者の割合はおよそ20%で、全国平均とほぼ同水準である。また、就業者数は約23万人で、そのうち第三次産業が最も多く、全体の4分の3程度の約17万人を占める。

(3) 交通

都心と常磐・東北方面を結ぶJR常磐線と国道6号が、市域を並走して縦断する。

道路は、国道6号のほか、国道298号が市域西端を通過、国道464号が市の南部を東西に横断するほか、主要地方道が8路線分布する。

鉄道は、JR常磐線のほか、私鉄あわせて6路線、23駅が市内にあり、1日平均乗車人員は約30万人である。特に、平日朝7:30頃の市内の鉄道乗客数は、乗車率100%とした場合に約55,000人と推定される。

2 自然環境

(1) 地形

東部は下総台地の一部に属する台地（下総台地）で、台地には、樹枝状に深く入りこんだ谷（谷地田）がある。また、江戸川からJR常磐線の間は低地で、台地との高低差は25m程度である。

台地は、成田層の砂とその上にのる凝灰質粘土層と関東ローム層からなっている。

谷地田は、大別すると国分川と坂川水系に分かれる。流域の起伏量は30m程度で、上流部には盛土や埋土をして宅地化されたところ（埋谷地）が多い。また、地盤は表土の下に腐植土・シルト層が分布しており、軟弱地盤である。軟弱な地層の厚さは谷地田のへりや谷の上流部で薄くなり、谷地田の中央部や谷が台地から出るあたりで最も厚くなる。

低地は標高2m～3mで、海岸平野と江戸川の氾らん平野である。常磐線沿いにある微高地は、縄文、海進の時の海岸線沿いに形成されたものである。

(2) 地盤

松戸市地域は、台地地盤と低地地盤に大別され、台地地盤が全体の約半分を占める。

台地地盤は、地域的な違いは少ないが、台地の縁辺部などではところどころ切土や埋土によって異種の地盤が形成されている。

低地地盤は、沖積層の埋没地形の形成と、それを埋積した堆積物によって変化に富んでい

る。これは、2万年前の海面低下によって埋没谷が形成され、その後の海面上昇によって谷が埋められ、ところによって波食台が形成されたことによる。

(3) 気候

松戸市の気候は、概ね温暖である。平成11年～20年の年平均気温は15.1℃～16.4℃、年間平均降水量は1,136.5mm～1,646.5mm、平均風速風は3.3m～3.8mである。

第4節 災害の想定

1 水害

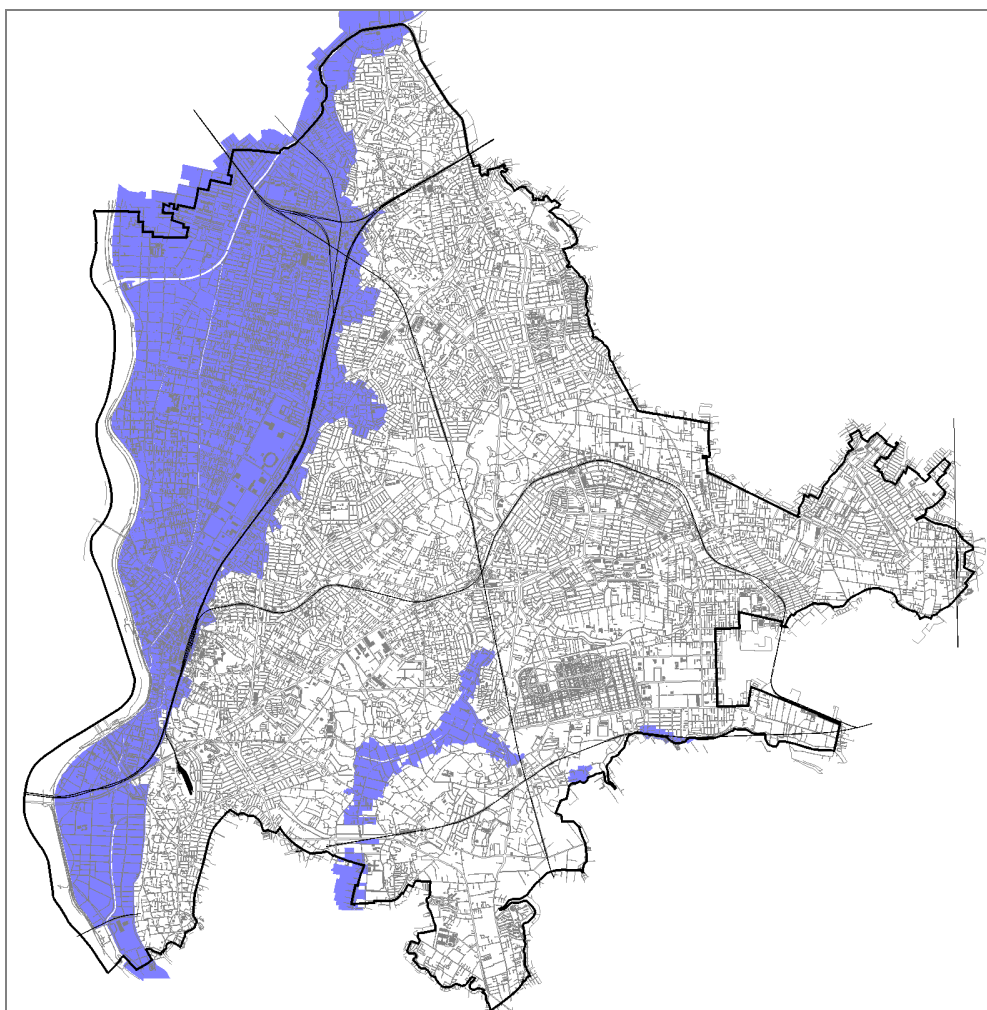
昭和56年以降、松戸市で発生した主な水害の地域性をみると、西馬橋2,3丁目、中和倉、新作など長津川沿いの谷底平野や秋山、河原塚、日暮、五香などの春木川沿いの谷底平野でも床上浸水が多く発生している。また、栄町、馬橋、新田など江戸川沿いの低地でも多くの浸水被害が発生している。

近年の水害は、堤防の破堤による洪水はん濫といった大規模な水害はないが、本川への排水ができなくなって発生する内水はん濫が発生している。

200年に1回程度発生する可能性がある大雨で、江戸川や利根運河がはん濫した場合、市西部の低地（主に常磐線より西側）で広範囲に2～5m浸水するほか、古ヶ崎、旭町などでは江戸川のはん濫で5m以上の浸水が予測されている。

50年に1回程度発生する可能性がある大雨で、坂川・坂川放水路、新坂川がはん濫した場合、市西部の低地（主に常磐線より西側）で広範囲に1m以下の浸水、河川沿いの一部で1～2mの浸水が予測されている。また、真間川（国分川、春木川、紙藪川）がはん濫した場合、河川沿いの低地で2m以下の浸水、一部の街区で2m以上の浸水が予測されている。

いずれの水害でも、台地までの距離があり、避難経路には水路や小河川が多く分布する。



市内の浸水想定区域の分布

2 土砂災害

市内には、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが37箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが38箇所分布する。近年の大雨で崩壊していないが、崖下まで住宅地が分布しているところもあるので、大雨時には崖に対する注意が必要となる。

市内に分布する急傾斜地は、段丘の縁を形成する段丘崖と呼ばれる傾斜の急な崖である。



市内の急傾斜地崩壊危険箇所の分布

第2章 災害予防計画

第1節 水害の予防

【計画の指針】

本市は、低地の大部分が浸水想定区域に含まれており、豪雨で多数の河川が同時に出水した場合には、市の水防能力を超える事態となる。

このため、自主防災組織等と連携した水防体制を強化することが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 治水整備	都市整備本部、県東葛飾地域整備センター、江戸川河川事務所
2 点検・巡視	都市整備本部、消防局、消防団、県東葛飾地域整備センター、江戸川河川事務所
3 警戒避難体制	総務企画本部、都市整備本部

1 治水整備

(1) 河川・下水道の整備

ア 河川整備

準用河川や水路(以下「河川等」と表記)の整備はこれまでも進めてきたものの、浸水被害は依然として発生しているため、今後も総合的治水対策として以下の対策を推進する。

(ア) 全体改修計画

河川等の改修の計画を降雨規模で50mm/hとする。また、流域の整備計画は、下水道整備、河川改修の長期化、現況能力等を勘案し、実施する。

(イ) 将来計画

流域内水路は下水道整備事業、下流幹線部は河川改修事業によって整備し、河川と下水道計画による雨水流出量の差は、流域内の雨水処理能力のバランスを考慮し、面的に配置された恒久的な雨水貯留施設及び雨水浸透施設等によって対応を図る。

また、昨今の集中豪雨に対応すべく、公共側においても浸透施設を設けるなど、流出抑制をさらに推し進める。

(ウ) 暫定計画

河川等の抜本的改修には長時間を要することから、ボトルネックとなる箇所については、暫定対策を実施し、計画改修完了までの期間の水害被害の軽減に努める。

イ 排水不良地帯の対策

市内の低地はもとより台地部においても凹状地には排水不良箇所が存在し、浸水被害が生じているため、暫定策として小規模の排水ポンプを設置してきたが、昨今の集中豪雨には能力不足であることから、自然流下できるよう整備に努める。

(2) 流出抑制

ア 公共施設等の対策

市営住宅、小学校等の公共施設について、貯留池、浸透トレンチ、浸透雨水柵、地下式簡易貯留槽等を組合せたオンサイト流出抑制施設の設置を推進する。

イ 宅地開発等における雨水流出抑制施設の設置の義務付け

「松戸市における宅地開発等に関する条例」に基づき、宅地開発事業等の実施に当たり、雨

水流出抑制施設の設置を義務付け、河川等への雨水流出の抑制を図る。

ウ 住宅への雨水浸透柵等の設置促進

松戸市雨水浸透施設設置指導要綱に基づき、一般住宅等の新築、増改築の際、その敷地に雨水浸透施設の設置を指導し、河川の氾濫及び道路冠水等の防止を図る。

【資料編 松戸市雨水浸透施設設置指導要綱】

エ 盛土規制

松戸市盛土事業規制要綱による指定区域での埋め立て、盛土は、市との協議を要するものとし、降雨による住居等への浸水被害の軽減を図る。

【資料編 松戸市盛土事業規制要綱】

(3) その他

ア 低住宅地のかさ上げ

降雨による床上浸水の被害を受けている住宅で市の指定したものを対象に、「松戸市低住宅地におけるかさ上げ工事資金の融資斡旋及び利子補給に関する要綱」による宅地のかさ上げ工事を奨励し、浸水被害の軽減に努める。

【資料編 松戸市低住宅地におけるかさ上げ工事資金の融資斡旋及び利子補給に関する要綱】

イ 道路及び橋梁の防災管理

道路及び橋梁の水害予防については、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強、崩土の防止等、平常からその維持補修を行い災害の拡大防止と災害時の交通確保に留意する。

2 点検・巡視

(1) 河川の重要水防箇所の巡視

都市整備本部、消防局及び消防団は、国及び県が管理する河川の重要水防箇所について、江戸川河川事務所、県東葛飾地域整備センターと連携し巡視する。

(2) 浸水危険地区の巡視

計画的に浸水調査を実施し、浸水危険地区の事前把握に努め、気象情報を元に、巡視を行い、排水施設に不具合が発見された場合は早急に対応する。また、無人の水位、雨量測定装置、監視カメラ等による遠隔治水監視システムの強化を積極的に進める。

浸水危険地区

流域	河川	主な浸水危険地区
真間川流域	春木川	和名ヶ谷・河原塚・日暮の各一部
	国分川	大橋・和名ヶ谷・紙敷の各一部
坂川流域	上富士川	根木内の一部
	前田川	中和倉・八ヶ崎・馬橋の各一部
	長津川	新作・中和倉・馬橋の各一部
	坂川	西馬橋・栄町・上矢切の各一部

【資料編 浸水危険地区分布図】

3 警戒避難体制

(1) 浸水想定区域の避難確保措置

ア 避難確保計画の作成指導等

総務企画本部は、浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項及び高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、施設の名称、所在地及び洪水予報の伝達方法等を本計画に定める。

また、浸水想定区域の住民へは、避難所その他避難確保のため必要な事項を、市広報誌、洪水ハザードマップ等により住民へ周知する。

なお、避難確保計画及び洪水ハザードマップの作成にあたっては、過去の大水害の教訓の伝承や、雨量や水位等のリアルタイム情報の活用による警戒避難等の充実を図る。

【資料編 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧】

イ 避難確保計画の作成指導等

都市整備本部及び総務企画本部は、浸水想定区域内に地下街等が建設される場合、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない区域や、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

第2節 土砂災害の予防

【計画の指針】

本市地域には急傾斜地崩壊危険箇所が75箇所あり、そのうち8箇所が区域指定され保全措置等がなされている。

しかし、ハード対策としての砂防事業には費用と時間を要するため、警戒避難体制の整備等のソフト対策を充実させ、効果的に対策を推進していく必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 土砂災害警戒区域の対策	総務企画本部、都市整備本部、県東葛飾地域整備センター
2 宅地造成工事規制区域内の保全対策	都市整備本部

1 土砂災害警戒区域の対策

(1) 土砂災害警戒区域

市は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）」として指定するにあたり、県に対して協力をを行う。

(2) 土砂災害特別警戒区域

県は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ市民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。市はこれに協力する。

(3) 警戒区域等における警戒避難体制の整備

ア 警戒避難体制の整備

市は、警戒区域の指定があった場合、本計画において、警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定める。

また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を本計画に定める。

イ 地域住民への周知

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項等、警戒区域における円滑な避難を行うために必要な事項について、印刷物の配布その他必要な措置をもって、地域住民に周知を行う。

(4) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告する。

また、勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのおっせんその他の必要な措置を講ずる。市はこれに協力する。

2 宅地造成工事規制区域内の保全対策

市は県と連携して、規制区域内の土地に、がけ崩れや土砂の流出等の災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して速やかに必要な措置を講じるよう指導するとともに、宅地防災工事融資制度の活用により、改善措置の推進に努める。

【資料編 宅地造成工事規制区域一覧】

第3節 風害の予防

【計画の指針】

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や降雹に伴う局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食すなわち風食を生ずる。

このため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没したりして被害を与えることのないよう、対策を進めることが重要である。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 街路樹・農作物の対策	都市整備本部、市民環境本部、とうかつ中央農業協同組合
2 電力施設の対策	東京電力㈱

1 街路樹・農作物の対策

(1) 街路樹の対策

都市整備本部は、植栽地の気象・立地条件等を考慮した樹種の選定を行う。また、台風等に備えて、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束の点検等を行う。

(2) 農作物等の対策

市民環境本部は、農業関係団体等と協力して、農作物の風害防止対策を指導する。また、降雹等の被害についても指導する。

2 電力施設の対策

東京電力㈱は、建物に対する風圧力は建築基準法により、送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目により、また、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとして、電力施設の強風対策を行う。

第4節 雪害の予防

【計画の指針】

大雪時には、道路や交通機関の障害により、市民生活に支障をきたすおそれがある。
このため、降雪、積雪状況を把握して、道路交通の確保、雪害による被災、警戒等を円滑に行う。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 道路の対策	都市整備本部、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 農作物等の対策	市民環境本部、とうかつ中央農業協同組合
3 電力施設の対策	東京電力(株)
4 通信施設の対策	東日本電信電話(株)

1 道路の対策

都市整備本部及び各道路管理者は、道路の雪害対策を行う。

(1) 事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

(2) 除雪作業等

除雪作業マニュアル等をふまえて、活動を実施する。

ア 除雪作業

除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。また、除雪の実施にあたっては、他の道路管理者と連携して実施する。

イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備える。また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布する。

ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施する。

(3) 街路樹の対策

降雪、積雪に備えて、適時パトロールを実施し、必要に応じて街路樹の雪害対策を行う。

2 農作物等の対策

市民環境本部は、農業関係団体等と協力して、必要に応じて農作物等の雪害対策を行う。

3 電力施設の対策

東京電力(株)は、電力設備の雪害対策を行う。

(1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

(2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

4 通信施設の対策

東日本電信電話(株)は、水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機の点検等を行う。

第5節 防災体制の整備・訓練等

【計画の指針】

市内は低地の大部分が浸水想定区域に含まれており、豪雨で多数の河川が同時に出水した場合には、浸水想定区域内の住民等の円滑な避難が必要となる。

このため、自主防災組織等と連携した洪水避難体制の整備を推進することが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 風水害避難所の確保	総務企画本部
2 災害時要援護者対策	総務企画本部、健康福祉本部
3 防災訓練・知識の普及	総務企画本部、都市整備本部、消防局、消防団

1 風水害避難所の確保

(1) 避難場所の指定

本市の避難場所は、延焼火災用の避難場所、住居滅失者用の収容避難所、災害時要援護者のための福祉避難所の3種類の指定としている（※震災編 第2章 第5節の「1 避難場所・避難所の指定・整備」参照）。

水害や土砂災害に対応する避難所は、これらの避難場所を基本として、浸水等に安全な施設を選定する。この際、「第1節 水害の予防」及び「第2節 土砂災害の予防」に定める警戒避難体制の指針等に留意して選定する。

(2) 広報活動

広報まつど、ホームページ又は松戸市防災マップの修正、再配布等により、住民、学校、事業所等に対し、風水害避難所や留意事項等について周知する。

(3) 避難場所標識の設置

風水害の避難所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。

2 災害時要援護者対策

水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、浸水想定区域、土砂災害警戒区域に、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう施設の現況、警報の伝達方法等を本計画に定める。

（※第1節の「3 警戒避難体制」及び第2節の「1 土砂災害警戒区域の対策」参照）

3 防災訓練・知識の普及

(1) 水防訓練

水防計画による水防活動の円滑な遂行を図る訓練や、広域洪水等を想定した訓練を実施する。また、東葛中部地区連合水防団演習等を推進する。

〈水防訓練の目安〉

実施時期	洪水が予想される時期前の最も訓練効果のあがる時期を選んで実施
実施地域	河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施
実施方法	関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施

(2) 知識の普及

風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが災害についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者への広報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

〈広報手段と内容〉

媒体	対象	内容
広報まつど 講演会 ビデオ・DVD 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット 等	地域住民 町会・自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員 学生 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画の概要 ・ 各防災機関の震災対策 ・ 地震に関する一般知識 ・ 出火の防止及び初期消火の心得 ・ 屋内外、高層ビル等における地震発生時の心得 ・ 避難路、避難地 ・ 避難方法、避難時の心得 ・ 食料、救急用品等非常持出品の準備 ・ 学校施設等の防災対策 ・ 建物の耐震対策、家具の固定 ・ 災害危険箇所 ・ 自主防災活動の実施 ・ 防災訓練の実施 ・ 発災した災害の情報及び市の対応 ・ 応急救護の心得 ・ 災害時要援護者について

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

【計画の指針】

市及びその他の防災関係機関は、市域に災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、民間団体、住民等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害を最小限にとどめる必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、防災対策の中核機関としてそれぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務を遂行できる体制を確保することが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 市職員の配備	各班
2 市本部の設置	各班

1 市職員の配備

(1) 配備基準

風水害に関する情報や状況に応じて、市職員は次の配備体制をとる。

〈市職員の配備基準〉

配備体制		配備基準
—	配備前対応	①気象情報提供会社から参集レベルの情報提供があったとき(防災関係職員) ②その他、総務企画本部長が必要と認めたとき
—	注意配備	①次の警報・注意報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき ・大雨注意報 ・強風注意報 ・洪水注意報 ・大雨警報 ・暴風警報 ・洪水警報 ②その他、市長が必要と認めたとき
警戒本部	警戒配備	①次の条件において、市長が必要と認めたとき ・局地的な被害が発生したとき ②その他、市長が必要と認めたとき
災害対策本部	第1配備	①次の条件において、市長が必要と認めたとき ・はん濫注意情報が発表されたとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・複数箇所被害が発生したとき又は予想されるとき ②その他、市長が必要と認めたとき
	第2配備	①次の条件において、市長が必要と認めたとき ・はん濫警戒情報が発表されたとき ・広範囲で被害が発生したとき又は予想されるとき ②その他、市長が必要と認めたとき
	第3配備	①次の条件において、市長が必要と認めたとき ・はん濫危険情報が発表されたとき又は発表が予想されるとき ・災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想されるとき ②その他、市長が必要と認めたとき

(2) 職員の動員

ア 勤務時間内の伝達

庁内放送、口頭、電話、Eメール等で通知する。

イ 勤務時間外の伝達

電話、Eメール等で通知する。また、連絡体制は、次の「配備体制別の動員数」に基づいてあらかじめ作成しておく「災害配備連絡票」による。

【資料編 防災に関する事務取扱要綱】

〈職員の配備別動員数〉

本部組織名			警戒本部	災害対策本部		
部	事務局・班	(注意)	警戒	第1	第2	第3
総務企画部	事務局	—	2人	3分の1	3分の2	全員
	総括班	2分の1	全員	全員	全員	全員
	総務班	10人	20人	3分の1	3分の2	全員
財 務 部	事務局	—	—	3分の1	3分の2	全員
	財務班	—	5人	3分の1	3分の2	全員
	調査班	—	—	3分の1	3分の2	全員
市民環境部	事務局	—	2人	3分の1	3分の2	全員
	市民班	—	20人	3分の1	3分の2	全員
	経済班	—	—	3分の1	3分の2	全員
	環境班	—	—	3分の1	3分の2	全員
健康福祉部	事務局	—	—	3分の1	3分の2	全員
	福祉1班	—	10人	3分の1	3分の2	全員
	福祉2班	—	—	3分の1	3分の2	全員
	保健医療班	—	—	3分の1	3分の2	全員
都市整備部	事務局	—	2人	3分の1	3分の2	全員
	都市班	10人	20人	3分の1	3分の2	全員
	建設班	20人	40人	2分の1	3分の2	全員
教 育 部	事務局	—	—	3分の1	3分の2	全員
	教育1班	—	20人	3分の1	3分の2	全員
	教育2班	—	—	3分の1	3分の2	全員
水 道 部	給水班	—	6人	2分の1	3分の2	全員
病 院 部	事務局	—	—	3分の1	3分の2	全員
	病院1班	—	—	別途計画	別途計画	全員
	病院2班	—	—	別途計画	別途計画	全員
消 防 局	警防部	別途計画	別途計画	別途計画	別途計画	全員
応 援 部	応援班	—	—	3分の1	3分の2	全員

(注) 人数は目安である。

〈本部員の配備〉

配備体制		(注意)	警戒本部 (警戒)	災害対策本部 (第1・第2・第3)
本部員				
	本部長 (市長)	—	—	○
	副本部長 (副市長)	—	—	○
本部付	教育長	—	—	○
	代表監査委員	—	—	○
	水道事業管理者	—	—	○
	病院事業管理者	—	—	○
	総務企画本部長	—	○ (本部長)	○
	財務本部長	—	—	○
	市民環境本部長	—	○ (本部員)	○
	健康福祉本部長	—	—	○
	都市整備本部長	—	○ (副本部長)	○
	生涯学習本部長	—	—	○
	消防局長	—	○ (本部員)	○
	病院事業管理局長	—	—	○

(3) 動員の区分

ア 所属動員

通常の勤務場所に参集する。

イ 指定動員

事前に次の指名を受けた職員は、あらかじめ指定された場所に参集する。

(ア) 「本部会議構成員」は、市役所別館1階会議室に参集

(イ) その他指名された職員は、あらかじめ指定された勤務場所と異なる場所に参集

(4) 参集時の留意事項

ア 参集方法

(ア) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの支所、消防署に参集し、その旨を本部に連絡する。この場合、参集手段が確保されるまでは、各施設の責任者の指示に基づいて災害対策に従事する。

(イ) 病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段を持ってその旨を所属長へ連絡する。

(ウ) 緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、特に指示があった場合を除き、身分証明書、食料、飲料水、ラジオ、懐中電灯等をできる限り持参する。

(エ) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに所属長に報告する。

イ 参集報告

各部は、職員の参集状況を記録し、所定の様式で総務班長（総務課長）に報告する。

総務班長（総務課長）は、全体の状況を取りまとめ、総務企画部長（総務企画本部長）を通じて、本部長（市長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、災害発生当日は1時間ごととする。

【様式編 職員動員報告書】

(5) 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

- ア 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- イ 勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明確にしておく。
- ウ 不急の行事、会議、出張等中止する。
- エ 正規の勤務時間が終了しても所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
- オ 災害現場に出動する場合は、市の腕章及び名札を着用する。
- カ 自らの言動によって住民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

【資料編 本部標識等】

(6) 職員の配置

各部長・班長は、災害対策の業務分掌に基づき、職員の参集状況に応じて、次の点に留意して部・班組織の編成及び職員の配置を行う。

- ア 所属先以外の施設に参集した職員の活動
- イ 職員の交替時期・方法
- ウ 高次の配備態勢に移行できる体制の準備

なお、部長・班長が不在の場合は、参集職員の中で上位の者が代行し、部長・班長が参集したときに直ちにそれまでにとった措置を報告して職務を引き継ぐ。

各部長は、災害の状況により配備態勢以上の職員が必要と認める場合は、総務企画部長を通じて他の部の職員の派遣協力を求める。総務企画部長は、各部からの職員の派遣協力要請に対し、職員の参集状況を勘案し、各部長と協議の上、職員の派遣協力体制を調整する。

2 市本部の設置

(1) 設置基準

ア 警戒本部

(ア) 次の条件において、市長が必要と認めたとき

a 局地的な被害が発生したと

(イ) その他、市長が必要と認めたとき

イ 災害対策本部

(ア) 次の条件において、市長が必要と認めたとき

a はん濫注意情報又ははん濫警戒情報が発表されたとき

b はん濫危険情報が発表されたとき又は発表が予想される時

c 土砂災害警戒情報が発令されたとき

d 複数箇所被害が発生したとき又は予想される時

e 広範囲で被害が発生したとき又は予想される時

f 災害救助法の適用規模の被害が発生したとき又は予想される時

(イ) その他、市長が必要と認めたとき

(2) 解散基準

ア 警戒本部

(ア) 災害対策本部を設置したとき

(イ) 災害の危険性又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたとき

イ 災害対策本部

災害の危険性が解消し又は災害応急対策が概ね完了したと市長（本部長）が認めたときとする。事後処理を要する業務がある場合は、関係部局長への引継ぎを行う。

(3) 設置の決定と通知

設置の判断は市長が行う。ただし、自動設置の基準に該当する場合は、市長が判断したものとする。市長不在の場合は、①副市長、②総務企画本部長の順に判断を代行する。

本部を設置又は解散した場合、総務企画本部長は、各部長、知事、防災会議委員、報道機関、その他関係機関に連絡するとともに、住民に周知する。

また、関係機関に本部設置を通知する際は、必要に応じて本部連絡員の派遣を要請する。

(4) 本部設置施設

本部は、原則として市役所本庁舎内に設置する。ただし、施設が被災し本部の機能を確保できない場合は、消防局に移設する。

(5) 組織

警戒本部の組織及び運営は、災害対策本部に準ずるものとし、次の業務を優先して行う。

〈警戒本部の優先業務〉

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①気象情報、警報等の収集、通報等の受け | ②被害情報、初動活動情報の収集・整理 |
| ③重要施設の点検、応急措置 | ④県及び関係機関への即報 |

また、災害対策本部の組織及び運営は、市災害対策本部条例及び同規程に基づく。

【資料編 松戸市災害対策本部条例】

【資料編 松戸市災害対策本部規程】

(6) 本部会議

災害対策の基本方針や重要事項の決定、総合調整等が必要な場合、本部長は本部会議を招集する。なお、構成員に事故ある場合等は、次席責任者が代理として出席する。

(7) 本部の標識等

災害対策本部を設置した場合、総務班長は、設置施設の正面玄関等に本部標識板を掲げる。各職員は、所定の腕章とヘルメットを着用する。

【資料編 本部標識等】

(8) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現場近くで総合的な応急対策を指揮する必要がある場合、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置し、副本部長もしくは本部員の中から現地災害対策本部の本部長と本部員を指名する。

現地本部長は、緊急を要する場合、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 避難準備情報の発表

イ 避難勧告・指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）

ウ 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）

エ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

オ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

カ 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

(9) 国・県の現地対策本部との連携

国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、連携を図り、総合的な災害応急対策を効果的に実施する。

第2節 情報の収集・伝達

【計画の指針】

災害の拡大防止、人命救助等を効果的に行うには、市内各地の被害の有無についての情報を素早く収集して、集まった情報をもとに災害の全体象や今後の状況を予測して、先手を打つ必要がある。また、判断基準となる情報を覚知したときは、関係者や住民に速やかに情報を伝達し、災害対策を促進する必要がある。

このため、利用可能なあらゆる手段をもって、早く確実に、信頼性のある災害情報を収集・伝達・共有する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 通信の確保	各班、防災関係機関
2 情報収集・伝達	各班、防災関係機関
3 被害調査	各班、防災関係機関
4 情報のとりまとめ、報告	各班、防災関係機関
5 広報	各班、防災関係機関
6 報道機関への対応	総務班
7 住民相談	市民班、各班

1 通信の確保

(1) 連絡体制

各班及び防災関係機関は、通信機器ごとに専従者を配置し、通信記録をとる。なお、緊急の場合を除き、連絡はFAX、Eメールにより行う。

【様式編 受発信用紙】

(2) 通信機能の確保

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備の機能を維持し、関係者間の通信及び住民等への同報手段を確保する。

(3) 代替通信手段の確保

市及び防災関係機関は、所管する通信・放送設備の被災、機能低下等により、災害対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替手段を確保する。

ア 非常通信の利用等

(ア) 非常無線通信協議会の加入機関は、無線通信の相互利用に協力する。

(イ) 市内のアマチュア無線愛好家等に通信協力を要請する。

(ウ) MCA無線事業者に通信の協力を要請する。

イ 放送局への要請

災害に関する通知、要請、伝達又は警告等で、他に手段がなく緊急を要する場合は、放送機関に放送の要請を行う（災害対策基本法第57条）。

なお、知事、市長が行う避難の勧告、指示等で緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、日本放送協会千葉放送局に緊急警報放送を行うよう求める。

2 情報収集・伝達

(1) 気象情報の監視

総括班（防災課）及び各防災関係機関は、応急対策に備えて、気象状況や警報等の発表を、テレビ、ラジオ、インターネット、情報システム等で監視する。

気象情報、警報等の種類と留意点

情報源	情報項目	情報の意味（更新間隔）	備考
気象庁	大雨警報 ・注意報	大雨による地面現象（がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される区域。	
	洪水警報 ・注意報	大雨、長雨などで河川が増水して、浸水等の被害が発生することが予想される区域。	
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析した区域	
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完	
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）。	市の西側近傍を通るときは風が特に強くなる
	アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（1時間）	
	レーダー	レーダー観測の降水強度分布の実況（10分）	雨域の状況
	降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（30分）	雨域の状況
	降水ノウキャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）	雨域の状況
県・気象台	土砂災害警戒情報	土砂災害の危険度が高まった市町村名（県土砂災害情報システムで5kmメッシュの危険度分布把握可能）	
	水防警報・避難判断水位情報	河川水位の状況により、必要な水防活動・避難措置等のレベルを警告。	坂川、新坂川
	雨量・水位	地上観測雨量・河川水位の実況（10分）	坂川、新坂川、横六間川等
国土交通省・気象庁	洪水予報・水防警報	河川水位の状況、予測により、必要な水防活動・避難措置等のレベルを警告。	江戸川
	雨量・水位	地上観測雨量・河川水位の実況（10分）	利根川、江戸川
消防局 消防署	雨量・風向・風速	地上観測の実況	
気象情報会社	雨量、配備支援情報	予測降雨量、配備レベルの指標	

(2) 気象警報等の伝達

松戸市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、総括班長（防災課長）は、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長）等にその旨を伝達する。

【資料編 風水害関係の気象警報・注意報の発表基準】

ア 勤務時間外の措置

総括班（防災課）は、配備前の段階から、気象情報会社等の提供情報を監視し、配備基準

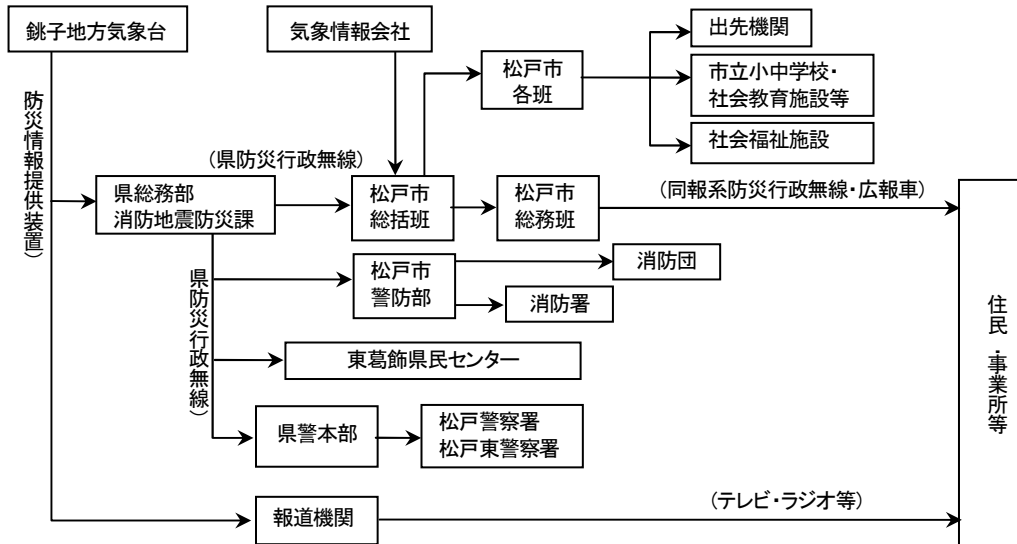
に該当する場合は、速やかに関係者等にその旨を連絡する。

イ 住民への伝達

総務班は、状況に応じて、同報系防災行政無線や広報車の巡回等によりその旨を広報する。また、土砂災害警戒情報が発表された場合は、必要に応じて自主防災組織等と連携して、土砂災害警戒区域内の住民等への伝達を迅速かつ確実に行う。

ウ 学校、社会福祉施設等への伝達

各班は、所管する出先機関への伝達を行う。また、教育2班は教育施設へ、福祉1・2班は社会福祉施設への伝達を行う。



〈気象警報等の伝達系統〉

(3) 水防警報の伝達

江戸川、坂川、新坂川の水防警報は、松戸市水防計画に基づいて伝達する。

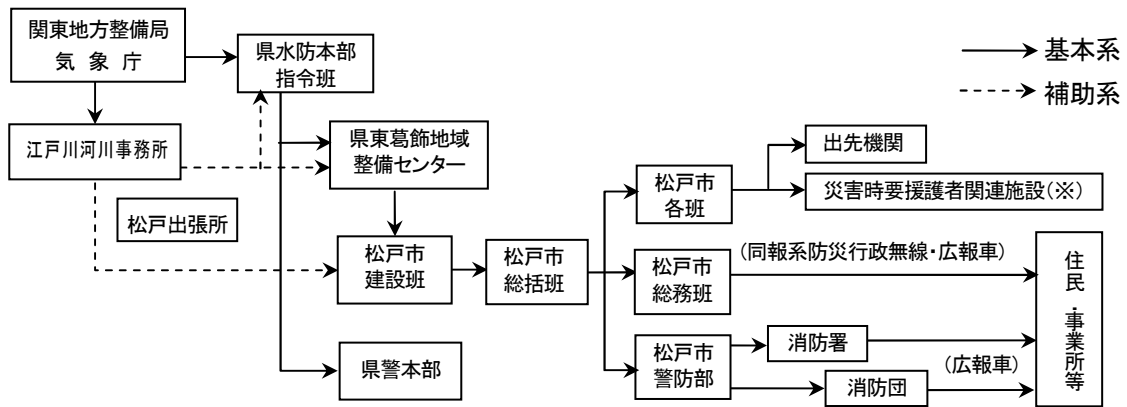
(4) 洪水予報、避難判断水位情報の伝達

江戸川の洪水予報、又は利根運河、坂川、坂川放水路、新坂川、真間川の避難判断水位情報が発表された場合、建設班は、関係各班と連携して、浸水想定区域内の住民や災害時要援護者関連施設の管理者等にその旨を連絡する。

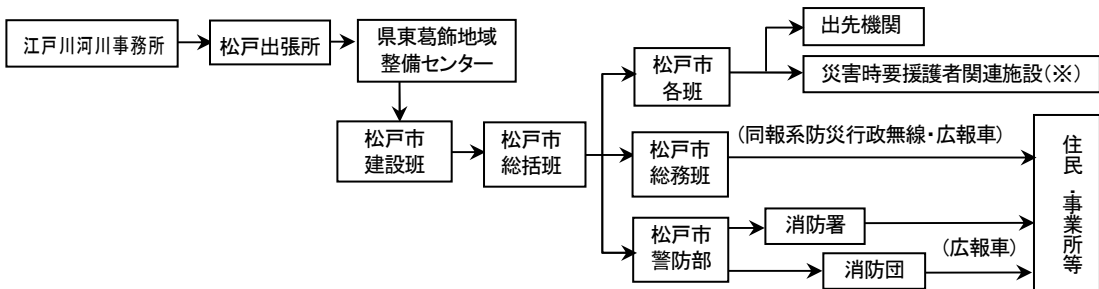
〈洪水予報等のレベルと行動等の対応〉

水位危険度のレベル	洪水予報の標題 [洪水予報の種類]	水位の名称	市・住民の行動等
レベル5	はん濫発生情報 [洪水警報]	(はん濫発生)	逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	はん濫危険情報 [洪水警報]	はん濫危険水位	住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 [洪水警報]	避難判断水位	市は避難勧告等の発令を判断 住民は避難を判断
レベル2	はん濫注意情報 [洪水注意報]	はん濫注意水位	市は避難準備情報発令を判断 住民ははん濫に関する情報に注意 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	水防団待機

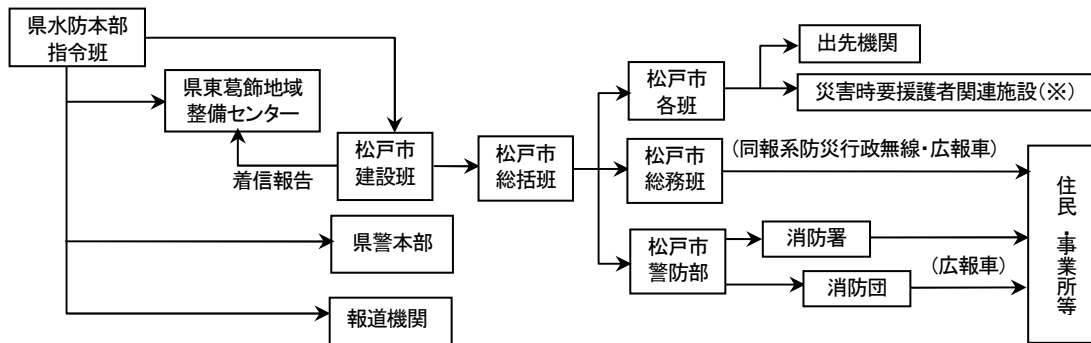
(国土交通省、2007) に加筆



〈江戸川洪水予報の伝達系統〉



〈利根運河、坂川・坂川放水路の避難判断水位情報の伝達系統〉



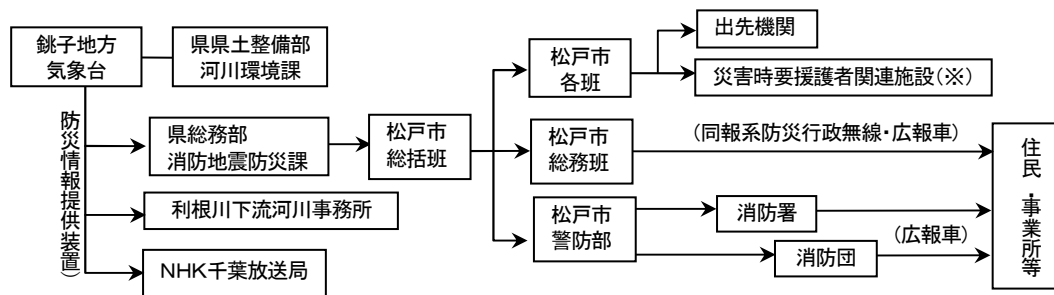
〈坂川・新坂川・真間川の避難判断水位情報の伝達系統〉

(※) 浸水想定区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(水防法第15条)

【資料編 浸水想定区域内の災害時要援護者関連施設一覧】

(5) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報が発表されたときは、土砂災害危険箇所の住民、災害時要援護者関連施設の管理者等に伝達する。



〈土砂災害警戒情報の伝達系統〉

(※) 土砂災害警戒区域内の高齢者、障害者、乳幼児その他の防災上の配慮を有する者が利用する施設(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第15条)

(6) 被害情報の収集

各班及び防災関係機関は、所管する施設や地域に関して、被害の有無・規模及び対策実施上必要な事項を直ちに情報収集し、総務班に報告する。

また、職員が参集途上等において次の状況を確認した場合、緊急の対策を要する情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等）は直ちに、その他の情報は随時、総務班に報告する。

＜災害初期に把握すべき主な事項＞

①	はん濫（地区名、浸水深、ながれの方向等）
②	建物の被害（倒壊、全壊、流失、床上・床下浸水、地下階の水没等の発生箇所）
③	人的被害（死者、重症者、行方不明者、生き埋め者等の発生地区）
④	避難状況
⑤	土砂災害（斜面・盛土の異常、がけ崩れ等の発生箇所）
⑥	風害（強風による飛散・転倒落下・倒壊物等の発生箇所）
⑦	河川災害（堤防、護岸等の損壊箇所、溢れた箇所）
⑧	道路の被害・機能障害（橋梁・トンネル・盛土等の被害、倒壊・落下物・がけ崩れ、浸水等による通行障害、渋滞等の発生箇所）
⑨	ライフラインの被害・機能障害（電柱の倒壊、停電等の発生箇所等）
⑩	公共交通機関の運行状況、帰宅困難者の発生状況
⑪	重要施設（庁舎、支所、消防局、消防署、消防団、学校、病院、公園等）、危険物施設等の被害
⑫	その他重大な被害

＜情報収集方法＞

収集方法	備考
公共施設及び周辺の様子の目視	
住民等からの通報の受付	
職員が参集途上で見聞した情報	カメラ付携帯電話等で映像等も収集
関係機関との情報交換	警察、ライフライン関係機関等
協定団体等への情報収集の要請	災害協定に基づく民間ヘリコプター、タクシー会社、バス会社への要請。アマチュア無線愛好家への協力要請等。

【資料編 災害協定一覧】

【資料編 防災関係機関等連絡先一覧】

(7) 現地確認

各班及び各防災関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

点検・巡視結果に異常があるときは、速やかに総務班に報告する。なお、重要情報（死者・重傷者の発生、河川の決壊等の前兆、避難勧告・指示、警戒区域の設定、交通規制等）は、カメラ付携帯電話等を活用して映像等での報告に努める。

調査班は、未確認の重要情報がある場合は、職員を派遣し、速やかに状況を確認する。

(8) 異常事象発見時における措置

ア 異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

ウ 通報を受けた市長は、直ちに銚子地方気象台、県、その他の機関に通報する。

(9) 留意事項

- ア 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連携に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- イ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ウ り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等を照合し、正確を期する。

3 被害調査

各班及び防災関係機関は、災害の危険が解消した段階で、住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

〈調査項目と担当〉

調査項目		市の担当班	関係機関
人的被害	死者、負傷者、行方不明者の状況	福祉1班、保健医療班、警防部	消防団、警察署、陸上自衛隊医師会等
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況	調査班	
	浸水被害の状況		
	全焼・半焼の状況	警防部	
非住家被害	宅地の応急危険度判定	都市班	
	公共建物 (官公署庁舎、公民館等)	都市班、関係各班(平常時の施設管理者)	各官公署
その他の被害	その他 (倉庫、土蔵、車庫等)	関係各班(平常時の施設管理者)	
	農林水産業の被害状況	経済班	県農林振興センター、坂川土地改良区、とうかつ中央農業協同組合、松戸市漁業協同組合等
	商工業の被害状況	経済班	松戸商工会議所
	文教施設・文化財の被害状況	教育1班	
	医療機関の被害状況	保健医療班	医師会等
	道路、橋梁の被害状況	建設班	東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所
	河川、水路等の被害状況	建設班	東葛飾地域整備センター 江戸川河川事務所
	上水道施設の被害状況	給水班	縣市川水道事務所松戸支所
	下水道施設の被害状況	建設班	県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
	ごみ処理施設等の被害状況	環境班	
	し尿処理施設の被害状況	環境班	
土砂災害の被害状況	建設班、都市班、警防部	消防団	

電気、ガス、電話、鉄道等の被害状況	総括班	東京電力(株)、京葉瓦斯(株)、東日本電信電話(株)、東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
-------------------	-----	--

各調査項目の被害認定基準は、「被害の認定基準」によるものとし、調査にあたっては、次の点に留意する。

- ア 各班及び関係機関が連携して、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前に調整するものとする。
- イ 情報の記録には地図を活用し、状況の分析等に努める。
- ウ 被害状況の写真は、被害状況確認の資料として、また、記録保存上きわめて重要であるので、調査担当者は、適宜被害箇所を選定し、施設被害の程度が明瞭に判るよう撮影に努める。この場合、撮影年月日、箇所名、被害名を記録しておくものとする。
また、場合により、航空写真の撮影を検討する。

【様式編 被害の認定基準】

4 情報のとりまとめ、報告

(1) 情報のとりまとめ

各班及び各防災関係機関は、所管する次の情報をとりまとめ、総務班及び必要に応じて県の主管部にそれぞれ伝達する。

【資料編 各班の報告一覧】

<主な情報項目>

種類	主な情報項目
被害情報	① 参集途上等に収集した被害状況 ② 所管施設等の被害状況 ・ 来所者、入所者、職員等の安否 ・ 施設、設備、資器材の被害、機能障害及び災害対策上の使用の可否 ③ 災害対策に従事中の事故等 ④ その他、各々が担当する調査項目の被害状況
措置情報	① 被害に対する応急対策の状況 ② 活動体制（参集者、勤務状況） ③ 協力団体・事業所等の対応能力及び応援要請
要請情報	① 斜面等の危険度判定 ② 職員、ボランティアの派遣 ③ 応急対策用施設、設備、用地、資器材、車両等の確保、調達 ④ 広報

(2) 市本部への報告

各班、防災関係機関から総務班への被害状況等の第一報は災害発生から1時間以内に行い、その後も当日は1時間ごとに定時報告する。2日目以後は、毎日定時（9時及び15時現在で把握することを原則）に報告する。

ただし、緊急情報、市本部への要請事項等については、その緊急度に応じて適宜報告する。緊急の場合を除いて、文書（FAX又はEメール等）で伝達し、可能な限り図や画像の情報（地

図、絵、写真等)を添付する。

(3) 県への報告

市域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し、県防災情報システム及び電話・FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（消防地震防災課）に報告する。

なお、県に報告できない場合は、消防庁に報告し、事後速やかに県に報告する。また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を消防庁及び県に報告する。

【資料編 県への報告一覧】

5 広報

(1) 情報収集

市及び防災関係機関は、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、次の点に留意して収集する。

ア 確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。

イ 撮影した写真を収集するとともに、必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影する。

(2) 広報内容

住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や同報系防災行政無線等で放送する場合は、次の点に留意する。

ア 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。

イ 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない）。

ウ 避難勧告等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

<主な広報媒体>

種別	媒体	所管する機関
同報系	同報系防災行政無線	総務班
	広報車による巡回放送	総務班、警防部、警察署
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者へ要請
更新系	ホームページ等への掲示	総務班
紙面系	広報誌、チラシの発行	総務班
	公共（施設等）の掲示板	各班、防災関係機関
	新聞記事	報道機関
その他	ヘリコプターによる放送	県

＜主な広報事項＞

時期	広報事項	媒体
警戒期	<ul style="list-style-type: none"> ○用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ○台風・気象情報 ○河川情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ○警報 ○災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ○被災状況（浸水箇所、土砂災害（危険）箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） ○避難情報（準備情報、避難勧告・指示とその理由、避難所等） 	同報系 更新系
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通機関の運行状況 ○ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○医療機関の状況 ○感染症対策活動の実施状況 ○食料、生活必需品の供給予定 ○災害相談窓口の設置状況 ○その他住民や事業所のとるべき措置 	同報系 更新系 紙面系

(3) 市の広報

総務班は、各班と連携して、市本部が発信する広報内容を統括する。また、同報系防災行政無線による放送文、ホームページや広報紙の内容について、各班、防災関係機関に資料提供を依頼するとともに、必要に応じて現地への取材等により情報を収集する。

ア 同報系防災行政無線等による放送

避難勧告等の緊急情報を周知する場合は、同報系防災行政無線で住民等に放送するほか、必要に応じて広報車を併用する。

イ ホームページの開設

災害専用のホームページを開設し、被災者向けの情報のほか、市外からの応援者向けの情報をリアルタイムに発信する。

ウ 広報紙等の発行

被災者向けの生活情報等を網羅した広報紙「広報まつど災害生活情報」や、臨時のチラシを作成し、調査班や町会・自治会等と協力して各世帯に配布する。

エ 避難者等への情報提供

(ア) 市民班と協力して、インターネットやFAX等も活用して、避難所生活者に災害情報を提供する。

(イ) 福祉1・2班と協力して、障害者、高齢者等への情報提供ルート確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。

(ウ) 国際交流協会と協力して、外国人への情報提供ルート確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の外国語訳を行い、情報を提供する。

6 報道機関への対応

(1) 記者発表

総務班は、本部に近接する場所にプレスセンターを設置し、定時発表型の記者発表を行う。また、必要に応じて臨時の記者発表を行う。

記者発表を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対して、情報及び必要な資料を提供して住民への広報や物資等の支援を要請する。

総務班長は、発表情報を一元管理し、提供資料については総務企画部長と事前協議する。

(2) 災害対策本部や避難者への配慮

災害対策本部内への立入、取材は原則禁止する措置をとる。

また、避難者への取材は、プライバシー等の配慮をするように要請する。

7 住民相談

(1) 初期対応

市民班は、災害初期から、市役所、支所に災害相談窓口を設置し、被災者等の問い合わせ等に対応する。

(2) 総合相談

市民班は、関係部班と連携して、次に掲げる項目についての災害相談センターを市役所に設置し、各班の職員を配置するほか、語学ボランティア等の協力を要請する。

また、必要に応じて支所、避難所等での巡回相談を実施する。

〈災害相談センターの相談項目例〉

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 被災証明発行 | ② 税の減免等 |
| ③ 遺体の埋火葬 | ④ 医療・福祉 |
| ⑤ 生活再建支援金・義援金等の支給 | ⑥ 商・工・農林業への支援 |
| ⑦ 住宅支援 | ⑧ ライフライン復旧 |
| ⑨ 廃棄物、防疫 | ⑩ 教育 |

第3節 救助・救急・消火活動・水防活動

【計画の指針】

火災・救助・救急等の事案が同時多発した場合には、消防局の災害対応能力を超える事態となるほか、道路冠水、夜間の出水等がある場合は、さらに活動手段にも支障がでる。また、大規模災害時には、医療機関も被災する中、医療ニーズが多発する事態も想定される。

このため、消防署、警察署等の関係機関は、地域全体の被害を最小化するための対策を優先して行う。また、住民・事業所、自主防災組織等は、地域の自主防災能力を発揮して救出・救護活動を行い、地区の被害の最小化に努める。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 救助活動	警防部、消防団、警察署
2 救急活動	警防部、消防団、保健医療班
3 消火活動	警防部、消防団
4 水防活動	建設部、都市班、警防部、消防団

1 救助活動

警防部の活動は、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づき、救助救急活動に万全を期する。

(1) 行方不明者情報の収集

警防部及び消防団は、災害により要救助者、行方不明者が発生した場合、住民、自主防災組織等から要救助者等の氏名、性別、年齢、被災場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動要領

警防部及び消防団は、互いに連携し、救助資器材等を準備し行方不明者情報をもとに救出活動を行う。

災害の状況等により警防部及び消防団だけでは救助活動が困難な場合は、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援が必要な場合は、市長（本部長）は知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。また、車両、特殊機械が必要な場合は、県の協力又は建設事業者等に出動を要請する。

(3) 住民、自主防災組織、事業所等の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

資器材は、身の回りのものを有効利用するほか、松戸市危険物安全協会、千葉県石油商業協同組合松戸支部に加盟するガソリンスタンド及び千葉県自動車整備振興会松戸支部に加盟する自動車整備工場の「震災時住民協力事業所」の救助用具を活用する。

(4) 警察の活動

ア 倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、大型商業施設等多人数の集合する場所等を重点に救出・救護活動を行う。

イ 救出した負傷者は、応急手当を施したのち、医療救護班等に引き継ぐか、車両等を使用して速やかに医療機関に収容する。

2 救急活動

三師会等が設置する「災害医療対策本部」と連携して、効果的な救急活動を行う。

(1) 救急搬送

トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし、松戸市救急隊が市内の「防災協力医療機関」又は「市立病院」に搬送する。市外の後方医療機関（県災害拠点病院等）への搬送は、応援の救急隊を充てることとし、「引継ぎ拠点（経由地）」を状況に応じて設定して、引き継ぎを行う。なお、道路の浸水等で救急車等による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプター等の出動を要請する。

トリアージの結果、軽症とされた者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、住民、自主防災組織、事業所の協力により搬送する。

(2) 傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置して、災害医療対策本部に医療救護班の派遣を要請する。

救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に、応急救護所、医療機関への輸送協力を求めるなど、関係機関と連携して効果的な活動を行う。

3 消火活動

(1) 活動方針

火災発生時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とし、「松戸市消防局災害活動要綱等」に基づいて活動するものとする。

(2) 活動体制の確立

警防部は、あらかじめ定める災害配備連絡表に基づいて、職員、団員を動員する。また、職員は速やかに参集する。

(3) 消防団の活動

消防団は、消防センターを拠点に発災直後は地域防災のリーダーとしてから段階的に活動するものとする。

ア 住民への出火防止の広報、住民との協力による初期消火

災害の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図るものとする。

イ 警防部と連携した消火活動

警防部が出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は警防部と協力して行うものとする。

ウ 要救助者の救助救出、応急措置、救護所への搬送

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行うものとする。

エ 避難勧告・指示の伝達と避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させるものとする。

(4) 消防広域応援要請

消防局長は、災害が発生した場合、「千葉県消防広域応援基本計画」（千葉県 平成8年5月）

により広域応援統括消防機関（千葉市消防局）を通じて県内消防機関に応援を要請する。

また、要請した消防力では対応できない場合は、知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

(5) 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

(6) 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、出火防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

〈事業所の消火活動等〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報 ② 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動 ③ 必要に応じて従業員、顧客等の避難 ④ 周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達 ⑤ 立入り禁止措置等の実施 |
|--|

なお、それぞれの施設の応急対策は次のとおりとする。

ア 高圧ガス等の保管施設の応急措置

県及び警防部は、必要に応じて保安措置等についての指導を行うとともに、関係機関との情報連絡を行う。

イ 石油類等危険物保管施設の応急措置

警防部は、危険物施設等の所有者・管理者に対して、次に掲げる措置を当該施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- (ア) 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (イ) 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置
- (ウ) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

ウ 危険物等輸送車両の応急対策

- (ア) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。
- (イ) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。
- (ウ) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用期限の緊急措置命令を発する。

4 水防活動

河川のはん濫の防御は、松戸市水防計画に基づいて活動する。

内水はん濫の防御は、建設班が、消防署管轄区域ごとに対応区域を分担し、警防部、消防団と連携して活動する。

【資料編 消防署管轄区域別の担当班（課）及び土のう作成用土砂採取場一覧】

【資料編 浸水危険地区分布図】

第4節 災害警備・防犯対策

【計画の指針】

大規模災害の発生時には、不在家屋や店舗等を狙った窃盗事件、災害後の混乱に乗じた悪徳商法や放火等が発生することがあるため、警備・防犯体制を強化する。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害警備	警察署
2 防犯対策	市民班、警察署

1 災害警備

(1) 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出救助、交通の確保、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持に当たる。

(2) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 総合対策本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 連絡室

大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(3) 警備活動

警察署は、災害が発生した場合、次の活動を実施する。

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2 防犯対策

警察署は、被災地における犯罪の防止を図るため、地域の巡回パトロールを行う。

また、市民班は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所運営委員会（※第6節の「4 避難所の開設と運営」参照）等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等対策を実施する。

第5節 交通・輸送対策

【計画の指針】

大規模な風水害では、道路の冠水や施設の損壊、沿道の土砂崩壊、交通管制施設の機能停止等が多発し、運転車両の被災、緊急車両の通行障害等が発生する。

このため、警戒段階から道路管理者、警察が連携して道路の状況を把握するとともに情報を共有し、通行規制や応急復旧を円滑に行う。また、浸水域等の救助等に対し、ボートやヘリコプター等、可能な輸送手段を最大限活用するとともに、陸路・空路のネットワークが有機的に結合するように輸送環境を確立する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 緊急輸送道路の確保	都市班、建設班、警察署、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所
2 緊急通行車両等の確認	財務班
3 緊急輸送	財務班、都市班

1 緊急輸送道路の確保

(1) 道路情報の収集

災害の警戒段階から、建設班は、警察署及び各道路管理者と協力して、道路の被災状況、交通状況等を収集し、共有する。

また、避難勧告等が実施される場合は、避難対象地区の道路の浸水状況等を確認し、市本部へ報告する。

(2) 道路の啓開、応急復旧

建設班及び都市班は、管理道路上の土砂や倒木等の障害物除去、放置車両の移動等を、災害協定団体等の協力を得て実施する。また、警察署、他の道路管理者と相互に協力する。

また、警察署及び各道路管理者は、道路施設、交通管理施設の応急復旧を行う。

ア 被害状況・緊急性・復旧の難易度等を考慮し、主要道路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁・トンネル等の復旧に時間を要する箇所を含む道路は、迂回路の確保に努める。

イ 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。

ウ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、市、放送事業者、報道機関等を通じて広報する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 交通規制

建設班は、他の道路管理者、警察署と協力して、災害により危険な箇所又は緊急輸送等のため必要な路線について、通行禁止又は制限等の措置をとる。また、交通規制や道路が被災した場合は、必要に応じて迂回路を設定する。

警察署は、交通規制を行う箇所に検問所を設置し、規制及び警戒にあたる。

2 緊急通行車両等の確認

(1) 申請手続き

知事又は公安委員会は、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

財務班は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両等確認申請書」を県又は公安委員会に提出する。知事又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び確認証明書を交付する。

交付された標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

(2) 緊急通行車両等の事前届出について

ア 公安委員会では、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 公安委員会は、前記①により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、届出済証を交付する。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、県警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合において確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

3 緊急輸送

(1) 車両、燃料の確保、管理

財務班は各班からの配車要請に基づいて配車を行う。公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、協定団体等からトラック、バス等を調達する。

燃料は、松戸市内の燃料販売業者から調達する。

〈車両の調達と運用方法〉

調達先、車種等		1次運用	2次運用
市	無線車	避難誘導、道路緊急調査	各対策部の応急活動内容を考慮
	その他		
指定公共機関（日通）			救助物資の搬送
協定団体	タクシー	応急救護所（傷病者の搬送）	
	一般乗合バス	応急救護所（傷病者の集団搬送）	被災者の集団搬送
	トラック		水・食料・生活必需品の搬送
	軽トラック		医療資材集配拠点（医薬品の搬送） 救援物資集配拠点（容器入り飲料水・食料・救援物資の搬送）
その他民間車両			人員輸送

【資料編 災害協定一覧】

(2) 鉄道による輸送

広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道㈱等に、鉄道輸送を要請する。

(3) ヘリコプターによる輸送

陸上交通の途絶の場合や特に緊急を要する輸送の場合等は、協定団体に直接、又は県を通じて自衛隊等のヘリコプターによる輸送を要請する。

その場合、都市班は自衛隊等と連携して、臨時ヘリポートを開設、管理する。

〈臨時ヘリポート予定施設〉

① 21世紀の森と広場	⑦ 県西部防災センター
② 金ヶ作公園	⑧ 松戸運動公園
③ 六実中央公園	⑨ 江戸川河川敷（上葛飾橋南側）
④ 市立松戸高校	⑩ 江戸川河川敷（古ヶ崎野球場）
⑤ 東部スポーツパーク	⑪ 県立松戸馬橋高校
⑥ 旧県立松戸矢切高校	⑫ 県立小金高校

【資料編 臨時ヘリポート設置基準】

第6節 避難対策

【計画の指針】

洪水によるはん濫及び土砂災害の発生を正確に予測することは困難であるが、関係機関ではそれらの予測システムの改善を図っており、その精度は向上している。しかしながら、地域には、豪雨の中、避難移動することが困難な者や、避難所では精神的・体力的に健康を害しやすい者も存在する。

このため、市、県、気象台、河川管理者等が連携して、気象、河川、土砂災害の状況等を監視、分析し、避難勧告等を的確に行うことが求められる。また、地域組織や福祉関係者が協力して、避難情報の伝達、要援護者等の誘導に協力して避難を円滑に行うとともに、避難所の自主運営体制を確立し、避難所の良好な生活環境を確保する必要がある。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難の勧告・指示等	総括班、総務班、警防部、消防団、警察署
2 自主避難	住民
3 避難誘導	調査班、福祉1・2班、消防団
4 避難所の開設と運営	市民班、環境班、福祉2班、教育1・2班
5 避難所等の閉鎖	市民班

1 避難の勧告・指示等

(1) 避難の勧告・指示等の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。また、避難の勧告・指示に先立ち、住民の避難準備と災害時要援護者等の避難開始を促すため「避難準備情報」を伝達する。

なお、「勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して避難の立ち退きを勧め、又は促すものである。「指示」は、被害の危険が切迫している場合に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を立ち退かせるものである。

洪水予報河川（江戸川）、水位情報周知河川（坂川、新坂川）の浸水想定区域の住民に対しては、洪水予報やはん濫警戒情報を目安に、また土砂災害危険箇所の住民等に対しては、土砂災害警戒情報を基準に行う。なお、決定にあたっては、上流域の雨量、河川水位の状況、気象台、河川管理者、砂防関係機関の助言、現場の巡視報告、通報等を考慮して総合的かつ迅速に行う。

(避難の種類及び発令基準)

	発令時の状況	住民に求める行動	判断基準 (目安)
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 	<p>①次の条件において本部長 (市長) が必要と認めたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> はん濫危険情報又ははん濫発生情報が発表されたとき【浸水想定区域】 江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路、新坂川又は真間川がはん濫したとき【浸水想定区域】 <p>②その他災害の状況により、本部長 (市長) が必要と認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の前兆現象があるとき【土砂災害危険箇所】
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 	<p>①次の条件において本部長 (市長) が必要と認めたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> はん濫警戒情報が発表されたとき【浸水想定区域】 土砂災害警戒情報が発表されたとき【土砂災害危険箇所】 千葉県土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度が「嚴重警戒」になったとき【土砂災害危険箇所】 1時間雨量50mmかつ累積雨量150mmを超えるとき【浸水実績箇所、土砂災害危険箇所】 <p>②その他災害の状況により、本部長 (市長) が必要と認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の水位、気象状況により浸水被害が発生するおそれのあるとき 火災の拡大、がけ崩れ、危険物質の流出拡散等により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき
避難準備情報	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始 (避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	<p>①次の条件において本部長 (市長) が必要と認めたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> はん濫注意情報が発表されたとき【浸水想定区域】 千葉県土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度が「警戒」になったとき【土砂災害危険箇所】 <p>②その他災害の状況により、本部長 (市長) が必要と認めるとき</p>

〈避難の勧告・指示の発令権者及び要件〉

実施者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般 (勧告・指示)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法 第60条
知事	災害全般 (勧告・指示)	市町村が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	
警察官 海上保安官	災害全般 (指示)	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法 第61条
自衛官	災害全般 (指示)	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいないとき	自衛隊法 第94条
知事、その命を受けた職員	地すべり (指示)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
知事、その命を受けた職員 又は水防管理者	洪水 (指示)	洪水、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

(2) 警戒区域の設定

市長（本部長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

〈警戒区域の設定権者及び要件・内容〉

設定権者	種類	要件	根拠法令
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第63条
知事	同上	上記の場合において、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第73条
警察官 海上保安官	同上	上記の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法 第63条
自衛官	同上	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り行う。	災害対策基本法 第63条
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき	消防法 第28条 第23条の2 [※]
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	
消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法
警察官	同上	上記の場合で、消防機関に属する者がいないとき	第21条

※消防法第23条の2では、危険物の漏えい等の事故の場合に、消防長もしくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員もしくは消防団員が行う。

(3) 住民への伝達

避難勧告又は指示等を発令又は解除した場合、直ちに次の方法により伝達広報を行い、住民への周知徹底を図る。

伝達方法	伝達内容
① 同報系防災行政無線	① 避難勧告・指示等の理由
② 広報車	② 避難の対象区域
③ 放送機関への放送依頼	③ 避難先、その場所名
	④ 避難経路
	⑤ その他注意事項

(4) 災害時要援護者関連施設への伝達

浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設については、水防報又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、洪水予報、避難判断水位情報又は土砂災害警戒情報の伝達方法（※第2節の「2 情報収集・伝達」参照）に準じて、該当施設の施設管理者に避難勧告等を伝達する。

(5) 県に対する報告

避難の準備情報及び勧告、指示又は解除を発令した時は、その旨を「千葉県被害情報等報告要領」に基づき、県災害対策本部事務局（消防地震防災課）及び県東葛飾県民センターに報告する。

(6) 関係機関への通報

市長（本部長）が避難の勧告又は指示を行った時、又は警察官等から勧告又は指示を行った旨の通報を受けた時は、関係機関に通報する。

2 自主避難

住民は、災害の状況により自らの生命、身体等に危険が及ぶと判断した場合は、地域の自主防災組織、住民組織を中心とした自主避難を行うことを基本とする。

3 避難誘導

(1) 住民の避難誘導

浸水又はがけ崩れのおそれがある場合等、安全な場所への避難誘導が必要な場合、調査班、消防団は、最も安全と思われる避難方向を自主防災組織等に伝達し、協力して避難誘導を行う。

(2) 災害時要援護者の避難誘導

災害時要援護者の避難誘導は、自主防災組織等が支援して行うことを原則とする。ただし、自力による避難が困難な場合、福祉1・2班は、消防団、福祉関係者等の様々な機関等の協力を得て避難支援を行う。

(3) 施設利用者等の避難誘導

庁舎、学校、幼稚園、保育所、社会教育施設、大規模集客施設等における児童・生徒・園児・利用者等の避難誘導は、施設の管理者が行う。

4 避難所の開設と運営

(1) 避難所の開設

原則として本部長が指定避難所の開設の可否を判断する。また、勤務時間内に災害が発生した場合は、施設の管理者、勤務職員等と協力して避難所を開設する。

(2) 避難所担当職員

市民班、環境班、福祉2班及び教育1・2班は、避難所を開設した施設の管理者や勤務職員、避難所直行職員等と交代して業務を引き継ぐため、複数の職員（うち1人を責任者として指名、以下「避難所担当職員」という。）を派遣する。

(3) 避難者の把握

避難所担当職員は、住民等を収容した際は、はじめに避難者カードを配り、各世帯単位で記入するよう指導する。集まった避難者カードを基にして、避難者収容名簿を作成し、支所等、市民班を通じて市本部に報告する。

また、避難所開設期間を通じて、事務室を窓口にして避難者の入退所を管理する。

(4) 避難所の総括

支所等は、避難所担当職員と連携して管轄区域内の避難所を総括する。

ア 避難所担当職員との通信、広報手段を確保する。

イ 避難所担当職員に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、市民班に、避難所への物品等の供給や支援活動を要請する。

ウ 避難所担当職員は、避難所の管理体制を確立する。

(5) 自主運営体制の確立

自主防災組織や町会・自治会は、避難所運営委員会の設立、リーダーの選出を行い、避難所を自主運営し、避難所管理職員の管理業務に協力する。避難者は、リーダーの下で避難所運営に協力する。

(6) 健康・衛生対策等

市民班は、避難所生活の長期化等により生じる問題に対して、関係各班と協力して対策を講じる。

ア 災害時要援護者の支援

高齢者、障害者、妊産婦、外国人、傷病者等の状況とニーズを把握し、コミュニケーション手段、居住環境、健康維持、食事等に配慮した支援に努める。

その他、「第17節 災害時要援護者への対応」による。

イ し尿対策

環境班と連携して、断水時にはトイレの使用を禁止し、仮設トイレの設置、管理を行う。その他、第8節の「3 し尿の処理」による。

ウ 医療、保健衛生対策

保健医療班と連携して、傷病をかかえた避難者等の治療を行うため巡回医療を行う。また、避難所での感染症や食中毒の発生を防止するため、予防接種、健康診断、衛生指導、相談対応等を行う。

その他、第8節の「2 保健活動」及び第7節の「2 被災者の健康管理」による。

エ 愛がん動物対策

避難所へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境班を通じて、関係機関にペット対策を要請する。

その他、第8節の「7 動物対策」による。

オ 生活環境対策

生活環境の維持、向上を図るための設備確保、ルールづくりを行う。

(ア) 季節対策（冷暖房等）

(イ) プライバシー保護（更衣室・授乳室等の確保、間仕切り等）

(ウ) 洗濯、入浴対策（設備確保、利用ルール設定等）

(エ) 娯楽、防犯用品の確保

カ ボランティアの要請

避難者のボランティアへのニーズをとりまとめ、ボランティアセンターに提出する。

(7) 避難状況の報告及び記録

避難所を開設したときは、知事にその旨を報告する。

また、各避難所では、避難者名簿等の記録をとり、支所等を通じて市民班に報告する。

市民班では、避難所との連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問合せに適切に対応する。

5 避難所等の閉鎖

閉鎖に当たっては、あらかじめ避難者に対し、閉鎖を予告し、地域的に統廃合し、順次閉鎖をするものとする。

学校施設については、授業再開に必要な教室等から閉鎖する。

第7節 応急医療

【計画の指針】

大規模な災害に遭遇し、身体的な外傷を受けなかった者でも、心的な外傷体験が心的外傷後ストレス障害^{※1}を負うことや、プライバシーやペットの身を案じて、避難所ではなく車中泊を続けた被災者が、エコノミークラス症候群^{※2}で死亡することもある。このため、住民および応急対策従事職員に対しこころのケア対策や健康指導を施す必要がある

※1 心的外傷後ストレス障害(PTSD):災害、事故、犯罪等により、人間が通常体験する範囲を越えた生命にかかわる外傷の出来事を経験した後に生じる様々な心的障害をいう。

※2 エコノミークラス症候群:長時間、同じ姿勢で座席等に座っていると静脈の血が流れにくくなって血の固まりができる病気のこと。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 医療救護活動	保健医療班、病院1・2班、警防部、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会
2 被災者の健康管理	保健医療班、病院1・2班、県松戸健康福祉センター、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会

1 医療救護活動

(1) 災害医療対策本部の設置

市本部長は、災害医療対策の統括が必要と判断した場合、保健医療班長及び三師会の長に対して災害医療対策本部の設置、運営を要請する。

また、保健医療班は災害医療対策本部を開設する。

<災害医療対策本部の構成等>

設置場所	衛生会館(代替候補:中央保健福祉センター)
本部長	松戸市医師会長
本部員	松戸市医師副会長・災害医療救護対策委員、松戸歯科医師会長、松戸市薬剤師会長、市立病院医師、市本部(健康福祉本部企画管理室長)
医療救護情報部	市本部(保健医療班)
診療部	松戸市医師会、松戸歯科医師会、市立病院医師
薬剤部	松戸市薬剤師会

<災害医療対策本部の各部の所掌業務>

部名	業務
医療救護情報部	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関の被害状況、稼動状況等の収集 市本部(保健医療班、警防部等)、医療機関、県松戸健康福祉センター、県接骨師会松戸支部、県等との連絡 応急救護所の設営、連絡 流動備蓄医療資器材の運用

診 療 部	・医療従事者の確保 ・医療救護班の編成、派遣
薬 剤 部	・医薬品等の調達

(2) 応急救護体制の確保

市本部長は、医師等による現場付近での医療救護が必要な状況と判断した場合、災害医療対策本部に、応急救護所の開設、医療救護班の派遣を要請する。

災害医療対策本部は、被害状況等を勘案して応急救護所を配置し、医療救護班の編成・派遣、医薬品等の供給を行う。

【資料編 応急救護所予定施設一覧】

ア 応急救護所の設置

医療救護情報部は、応急救護所に職員を派遣し、保健室等に活動環境を確保し、流動備蓄医療資器材を確認する。応急救護所に保管する流動備蓄医療資器材が不足する場合は、支所保管の流動備蓄品を活用する。

イ 医療救護班の派遣

診療部は、医療スタッフを確保して医療救護班を編成し、各応急救護所に派遣する。また、警防部からの要請等に応じて、被災現場に医療救護班を派遣する。

医療救護班が不足する場合等は、県立病院等の救護班、災害派遣医療チーム（DAMT）の派遣、医薬品の供給等を、市本部を通じて県に要請する。

また、警防部は、県に災害派遣医療チーム（DAMT）の派遣を要請する。

＜医療救護班の主な活動項目＞

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① トリアージの実施（負傷者の緊急度の判定と、後方医療施設への転送の可否及び転送順位の決定） ② 負傷者の応急処置 ③ 助産 ④ 死亡の確認 |
|---|

(3) 後方医療体制

後方医療を必要とする重傷者等は、防災協力医療機関又は市立病院（災害拠点病院）等に受け入れを要請する。また、市内の医療機関の受け入れが困難な場合は、市本部から県に災害拠点病院、県外の医療機関への受け入れを要請する。

【資料編 防災協力医療機関等一覧】

(4) 傷病者の搬送

トリアージの結果、最優先と判断された者を優先とし救急車両で市内の医療機関に搬送し、市外の医療機関への搬送は、応援の救急隊と連携して搬送する。道路の被害等で車両による搬送ができない場合は、総括班から県を通じてヘリコプター等の出動を要請する。

その他、応急救護所から病院への搬送、多数の負傷者の搬送等は、災害応援協定によるタクシー、バスによる搬送を、財務班を通じて要請する。

中トリアージの結果、軽症とされた者あるいは救急車等に引き継ぐことができない場合は、住民、自主防災組織、事業所の協力により搬送する。

【資料編 災害協定一覧】

(5) 医療用資器材の確保

薬剤部は、市の流動備蓄品（応急救護所、支所に保管）が不足する場合、医療機関の医療器具及び薬品が不足する場合に、医療品販売店等から調達する。さらに不足する場合は、保健医療班を通じて県に要請する。

輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、県を通じて赤十字血液センター等に供給を依頼する。

(6) 透析患者等への対応

医療救護情報部は、人工透析等の応急措置について医療機関の対応状況を確認する。対応が困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

(7) 助産

通常の分娩については、被災していない市町村の医療機関で受診するよう指導する。胎児及び妊婦に生命の危険がある場合は、医療機関の対応状況を確認し、困難な場合は、県を通じて受け入れ医療機関を確保し、救急車又はヘリコプター等で搬送する。

2 被災者の健康管理

(1) 巡回医療

保健医療班は、避難所等に避難している住民の疾患の予防のため、県松戸健康福祉センターと連携して避難所に避難所救護センターを設置し、病院1・2班、松戸市医師会、松戸歯科医師会、松戸市薬剤師会、千葉県接骨師会の協力を、また他地域の医師会、歯科医師会等の協力も得て、精神科、歯科等を加えた巡回医療を実施する。避難所救護センターの活動は、県松戸健康福祉センター長が統括する。

また、エコノミークラス症候群等の被災者特有の疾病の予防について、チラシの配布や保健師等による指導など、県松戸健康福祉センターと連携した活動を行う。

(2) メンタルケア

災害による精神的なダメージに対し、カウンセリング等のメンタルケアを早期に実施する。

(3) 医療情報の提供

通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第8節 防疫・清掃・障害物の除去

【計画の指針】

災害時には、ライフライン等の機能低下により衛生状態が悪化するほか、避難所となる施設も公衆衛生上良好な環境とはいえず、感染症や食中毒、その他健康障害が発生するおそれがある。このため、防疫や衛生監視、健康診断等の活動を早期に実施することが重要である。

また、江戸川がはん濫した場合、大量の家屋が浸水し、市の廃棄物処理能力をはるかに超える大量の廃棄物が発生する可能性がある。このため、災害廃棄物等の収集、処理体制を早期に確保するとともに、ごみの分別ルールや、仮置場の確保、管理体制を徹底する必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防疫活動	保健医療班、環境班、県松戸健康福祉センター、松戸市医師会
2 保健活動	保健医療班、環境班、県松戸健康福祉センター、松戸市医師会
3 し尿の処理	環境班
4 ごみの処理	環境班
5 障害物の除去	都市班、建設班、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所、江戸川河川事務所
6 がれき等の処理	環境班
7 動物対策	環境班、県松戸健康福祉センター、県動物愛護センター、県獣医師会

1 防疫活動

(1) 防疫実施体制

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年法律第114号）に基づき、県と協力して防疫活動を行う。

(2) 防疫活動

ア 検病調査及び健康診断

県松戸健康福祉センターは、松戸市医師会等の協力を得て避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。保健医療班は、県松戸健康福祉センターに協力する。

イ 感染症患者への措置

感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、県松戸健康福祉センターの行う必要な措置について協力する。

〈感染症患者等への措置〉

- | | | |
|-------------------|--------|--------|
| ① 発生状況、動向及び原因の調査 | ② 健康診断 | ③ 就業制限 |
| ④ 感染症指定医療機関への入院勧告 | ⑤ 消毒等 | |

ウ 広報活動

保健医療班は、防疫に関する予防教育及び広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

環境班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地区に消毒を行う。

また、自主防災組織等を通じて薬品を配布する。

防疫用資器材・薬剤は、市が備蓄するものを使用するが、不足する場合は、県松戸健康福

祉センター、松戸市薬業協同組合、協定団体から調達する。

【資料編 備蓄倉庫一覧】

オ 報告

保健医療班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を随時県に報告する。

2 保健活動

(1) 巡回医療

保健医療班は、松戸市医師会、県松戸健康福祉センター等との連携のもと医療救護班を編成して巡回医療を行い、被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。

(2) 入浴情報の提供

保健医療班は、入浴施設に関する情報を提供する。

(3) 食中毒等の予防

保健医療班は、被災者等への食品衛生知識の普及や避難所等における食品衛生指導及び検査の徹底を図る。

(4) 避難所の防疫措置

保健医療班及び環境班は、消毒薬剤及び殺虫剤を散布するとともに、衣服の日光消毒、手洗いの励行等について指導する。

3 し尿の処理

水洗トイレの使用ができない場合、し尿の排出量に応じたし尿処理対策を講じる。

(1) 避難者対策

災害発生当初、避難所のトイレが使用できない場合は、市の備蓄トイレやマンホールトイレ(一部の避難所に設置)を使用する。不足する場合は、環境班に仮設トイレの設置を要請する。

環境班は、応援自治体やレンタル業者等に、避難所等への仮設トイレの設置を要請する。

(2) 在宅者対策

自宅に残留する住民は、簡易トイレ等により自宅で処理するため、環境班は、必要に応じて業者等から簡易トイレを確保し、住民へ配布する。

(3) 収集処理体制の確立

環境班は、し尿処理施設の被害状況、避難所等の仮設トイレの配置状況、収集・搬入道路の状況等を検討し、必要な収集車両及び収集作業員を確保する。

収集したし尿は、し尿処理施設にて処分するが、市で対応できない場合は、「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他市町村に応援を要請する。

4 ごみの処理

(1) クリーンセンターにおける措置

環境班は、クリーンセンターの稼働が停止した場合、関係市町村と連携し一時保管場所を確保するなどの措置をとるとともに、早期稼働に努める。

(2) 処理体制の確立

環境班は、清掃施設の被害状況、避難場所の状況、道路の状況等をふまえて、ごみ処理実施体制や方法を決定する。

ごみの収集等は、市内許可業者が実施するが、対応できない場合は、他市町村及び関係団体に応援を要請する。

(3) その他

ア 排出ルール等

必要に応じて、被災地区に仮集積所を開設し、町会・自治会に分別や排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。

イ 仮置場の確保

ごみが大量の場合は、処理前に一時保管等を行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場を確保する。

5 障害物の除去

(1) 道路・河川障害物の除去

各道路管理者は、道路管理者間、警察と連携して、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握する。自動車、遺体等の特殊なものを除き、主要道路を優先して、障害物を除去する。

各河川管理者は、河川における流下障害物の状況を把握する。二次災害の危険性がある場合は、障害物の除去や排水等を行う。

建設班は、災害協定団体等の協力を得て実施するほか、状況に応じて消防団の協力を得るものとする。また、街路樹の除去については、都市班と協力して実施する。

【資料編 災害協定一覧】

(2) 住居障害物の除去

都市班は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物に限り、応急的に障害物を除去する。市で処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

災害救助法による住宅関係の障害物除去の対象者は、次のとおりである。

〈障害物除去の対象者〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当面の日常生活が営み得ない状態にある者② 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者③ 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

除去作業は、災害協定団体等に要請する。なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

6 がれき等の処理

(1) 処理量の予測・対象等

大量のごみ、除去障害物、がれき等が予想される場合、環境班は、家屋等の被害状況等から廃棄物の収集・処理見込み量を推定する。

なお、市のみで処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を要請する。

また、被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度が「全壊」又は「解体」に該当する世帯に対しては、環境班が民間事業者のあっせん等を行う。

水害廃棄物の発生量のめやす

項目	数量
全壊	12.9 t /世帯
大規模半壊	9.7 t /世帯
半壊	6.5 t /世帯
一部損壊	2.5 t /世帯
床上浸水	4.6 t /世帯
床下浸水	0.6 t /世帯

(平山・河田、2005「水害時の行政対応における災害廃棄物発生量に関する研究」より)

(2) 仮置場の確保

がれきの選別や一時保管等を長期間行える広さ、搬入・搬出の利便性、汚水対策等に優れた仮置場（候補：市街化調整区域内の休耕地等）を確保する。

(3) 処理体制

ア 推計したがれき量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資器材を確保する。

イ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。

ウ 処理が長期に渡る場合は、進行管理計画を策定し、計画的に処理を行う。

エ 市のみで最終処分までの処理体制を確保できない場合には、「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を要請する。

7 動物対策

(1) 死亡獣畜の処理

環境班は、家畜の死亡が確認された場合は、県松戸健康福祉センターの指導により、死亡した家畜等を処理する。

(2) 放浪動物への対応

環境班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、県松戸健康福祉センター、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

(3) ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとする。避難所を開設した場合は、自己責任にて対応するほか、避難者への十分な配慮を行う。

避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、県松戸健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

第9節 行方不明者の捜索・遺体の処理

【計画の指針】

多数の死者が発生した場合は、遺体の身元確認、検案は医療救護班のみでは困難となるほか、火葬場に支障が生じた場合には、短期間での火葬が困難となるため、関係機関との協力の下、速やかな対応が重要となる。

また、身元確認、死亡認定の諸手続、火葬場の手配等にかかなりの時間を要するなかでも、夏期は衛生状態を良好に保つ等、混乱の最中でも、死者の人格を尊重し、遺族、親近者の感情に十分配慮して対応することが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 行方不明者の捜索	福祉1班、警防部、警察署、消防団
2 遺体の処理	福祉1班、保健医療班、警察署、日本赤十字社千葉県支部、松戸市医師会、松戸歯科医師会
3 遺体の埋火葬	福祉1班

1 行方不明者の捜索

(1) 行方不明者情報の収集

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。対象者の条件は次のとおりである。

なお、捜索活動については、災害救助法の適用、住家の被害状況及び原因を問わず実施するものとする。

また、災害発生後3日を経過した者は、死亡しているものと推定する。

福祉1班は、通報や相談窓口等で受付けた行方不明者情報、市民班による避難者等の安否情報、被災現場の情報等を取りまとめ、行方不明者名簿を作成する。名簿は警察、自衛隊等の捜索を行う機関と共有する。

(2) 捜索

警防部及び消防団は、行方不明者名簿に基づき捜索活動を行う。また、警察署、自衛隊に協力を要請して捜索活動を実施する。

行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察官の検視（見分）を受ける。捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。

2 遺体の処理

(1) 遺体処理の対象

福祉1班は、次の場合に遺体の処理を行う。

ア 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合

イ 死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の遺体検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合

(2) 遺体安置所の設置

福祉1班は、遺体の検案、安置等を行うため、北山会館（市斎場）に遺体安置所を開設する。棺、ドライアイス等必要な資器材は、協定団体から確保する。

【資料編 災害協定一覧】

(3) 遺体の検視（見分）

警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行う。

身元が不明の場合は、住民、報道機関等の協力を得て、身元や身元引受人を調査する。

(4) 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。困難な場合は、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(5) 遺体の処理

保健医療班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を手伝う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、松戸市医師会、松戸市歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

〈遺体の処理項目〉

① 遺体の洗浄、縫合 消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	遺体の死因その他の医学的検査をする。

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の対象

市は、次の場合に埋葬を行う。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため埋火葬を行うことが困難な場合

(2) 埋火葬の受付

福祉1班は、遺体安置所又は災害相談センターで埋火葬許可書を発行する。

(3) 埋火葬

遺体は松戸市斎場で火葬する。使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するよう広域応援要請を行う。

また、遺族では遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

(4) 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」（平成8年規則9号）により扱い、市納骨堂に保管する。

第10節 生活支援

【計画の指針】

水道等のライフライン、流通機構が被災した場合には、飲料水、食料、生活必需品の供給が制限される。

このため、病院・福祉施設等の重要施設の機能を維持するために必要な上水等を緊急に確保するとともに、必要最小限度の飲料水、食料、生活必需品を被災者等に供給する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 給水	給水班、県水道局
2 食料の供給	経済班、市民班、福祉1・2班、調査班、総務班
3 生活必需品の供給	経済班、市民班、福祉1・2班、調査班
4 救援物資の受け入れ・管理	経済班
5 物資集配拠点の運用	教育1班

1 給水

(1) 水源の確保

給水班は、浄水場、配水場、防災用井戸、耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽又は防災協力民家井戸等を水源とし、飲料水の確保に努める。また、県水道局は「水道局災害対策基本計画」に基づき、飲料水を確保する。

【資料編 防災用井戸・耐震性貯水槽一覧】

【資料編 防災協力民間井戸一覧】

(2) 水源の水質検査及び保全

給水班は、確保した水源の水が飲料水に適するかどうかの検査及び消毒等による水質保全に努める。

また、防災協力民間井戸については、県松戸健康福祉センター、松戸市薬剤師会に検査を依頼する。

(3) 家庭内備蓄の活用

災害発生当初は、病院、救護所等の重要施設への給水を優先するため、住民は家庭で備蓄する飲料水で対応することを原則とする。

(4) 給水活動の準備

給水班は、次のように給水活動の準備を行う。

〈給水活動の準備〉

活動計画の作成	○給水所（避難所等） ○給水量 ○資器材の準備	○給水ルート ○広報の内容・方法等 ○水質検査	○給水方法 ○人員配置
給水資器材の確保	給水車（不足するときは自衛隊、他水道事業体に要請） 備蓄品（不足するときは業者から確保）		
応援要請	自衛隊、他水道事業者		

〈目標給水量〉

時 期	1日あたり目標量	主な用途
災害発生～3日目	3リットル/人	飲料（生命維持に最小限必要）
4日目～10日目	20リットル/人	飲料、水洗トイレ、洗面等 （日周期の生活に最小限必要）
11日目～21日目	100リットル/人	飲料、水洗トイレ、洗面、風呂、シャワー、 炊事等（数日周期の生活に最小限必要）
22日目～	250リットル/人	ほぼ通常の生活（若干の制約はある）

(財)水道技術研究センターによる

(5) 給水方法

ア 直接給水

防災用井戸、飲料水兼用耐震性貯水槽、緊急遮断弁付き受水槽、防災用協力井戸等では、当該施設で、被災者に直接給水する。

イ 搬送給水

配水場で、給水車（トラックに積載する給水タンク、ポリエチレン容器、簡易水槽等を含む）に給水して、給水所へ搬送し、被災者等に配布する。

搬送容器が不足する場合は、県及び関係機関に要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

【資料編 災害協定一覧】

ウ 給水順位

応急救護所及び応急給水重要施設（医療機関、社会福祉施設等）等、緊急性の高いところから、災害の状況を考慮して給水する。

【資料編 応急給水重要施設一覧】

エ 仮設給水栓の設置

水道施設の復旧に応じて、仮設給水栓、消火栓を活用した給水栓を設置する。

オ 県水道局の協力

県は給水班と連携して、県営水道区域の給水確保のため次の協力を行う。

(ア) 給水車への注水

(イ) 重要施設（医療施設、福祉施設及び救護所等）への給水協力

(ウ) 仮配管、仮設給水栓の設置

(エ) 備蓄水の容器の取扱い等、住民への安全対策指導

(6) 応援要請等

「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等に応援を要請するほか、市内事業者との協定により、搬送車両等を確保する。

【資料編 災害協定一覧】

(7) 広報

拠点給水、搬送給水による給水体制について広報を行う。

また、家庭の備蓄水について、水質の変化、保存期間に十分に留意し、使用に際しては、煮沸又は滅菌するよう周知する。

2 食料の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄食料で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

食料の支給対象者は、次のとおりとする。

経済班は、市民班（避難所収容者）、福祉1・2班（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）、総務班（災害応急対策活動従事者）等と連携して、支給対象者を把握し、配食計画（数量、メニュー等）を作成する。

〈食料供給の対象者〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 避難所に収容された者② 住家の被害が全焼、流失、半焼、半壊又は床上浸水等があつて炊事のできない者③ 旅行者、滞在者、通勤通学者で他に食料を得る手段のない者④ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者⑤ 災害応急対策活動従事者 |
|---|

(3) 食料の調達

経済班は、家庭内備蓄や市の備蓄物資が不足する場合、協定団体等から食料を調達する。

調達食料は、弁当、パン、牛乳、ジュース等とし、できる限り災害時要援護者に適した供給ができるように配慮する。乳幼児に対しては、原則として、粉ミルク販売業者等からの調達による粉ミルク（調整粉乳）とする。

協定団体等からの調達が困難な場合は、県に供給を要請する。また、災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づいて農林水産省総合食料局長に対し、政府所有米穀の緊急引渡しを要請する。

【資料編 災害協定一覧】

(4) 食料の輸送、供給

食料の配給は避難所で行うこととし、経済班は、調達業者に各避難所への個別配送を要請する。また、各避難所への配給品目、数量等は市民班（避難所担当）、福祉1・2班（福祉避難所担当）と連携して決定する。

各避難所へ個別配送できない場合は、物資集配拠点に受け入れた後、避難所へ個別輸送する（「5 物資集配拠点の運用」参照）。

(5) 炊き出し

弁当、パン等の調達ができない場合、経済班は、自衛隊、赤十字奉仕団等に炊き出しを要請する。炊き出しに当たっては、食品衛生や食中毒の防止等に十分注意するように指導する。

3 生活必需品の供給

(1) 家庭内備蓄、市備蓄の活用

災害発生当初は、家庭内備蓄、市の備蓄物資で対応することを基本とする。

(2) 需要の把握

生活必需品の支給対象者は、次のとおりとする。

経済班は、市民班（避難所収容者）、福祉1・2班（福祉避難所等収容者）、調査班（在宅被災者）と連携して、支給対象者を把握し、支給計画（数量、品目等）を作成する。

〈生活必需品の対象者〉

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる条件を満たす者 ① 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者 ② 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
--

(3) 物資の調達

経済班は、家庭内備蓄や市の備蓄物資が不足する場合、協定団体等から調達する。また、協定団体等からの調達が困難な場合は、県に要請する。

(4) 物資の輸送、配給

食料の供給に準ずる。

4 救援物資の受け入れ・管理

(1) 救援物資の要請

経済班は、救援物資の要請、受け入れを行う。

ア 全国への要請

備蓄や調達、応援要請によっても応急物資が不足すると判断した場合には、テレビ、ラジオ、新聞等マスコミ機関を通じて全国へ救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供し、物資が充足した時点で、要請の打ち切りを、マスコミ等を通じ情報提供する。

なお、救援物資の受け入れは、企業、団体からの物資のみとすることを原則とする。

イ 日本赤十字社への要請

日本赤十字社に義援品の要請を行う場合、受付、整理、配布は、救援物資と同様に行う。

(2) 救援物資の受け入れ

救援物資は登録制とし、必要がある時期に経済班が供給先に要請する。

5 物資集配拠点の運用

食料、生活必需品、救援物資等、調達先から各避難所等へ仕分け配送されない大量のものについては、物資集配拠点に受け入れる。

教育1班は、松戸運動公園（代替施設：森のホール21）に物資集配拠点を設置し、物資の受け入れ、管理、仕分けを行う。

受け入れ予定については、経済班と情報を共有し、仕分け作業はボランティアの協力を得て行う。また、避難所等への供給は、財務班にトラック等の手配を要請する。

第11節 二次災害の防止

【計画の指針】

強雨が収まった後も地盤の緩みを考慮して、土砂災害や宅地の崩壊に警戒するほか、危険物施設等での危険物の漏洩・爆発等にも注意が必要である。

このため、二次災害の可能性を速やかに把握し、的確な警戒、避難及び防御活動をとることが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 がけ地の危険防止	警防部、建設班、都市班、県東葛飾地域整備センター
2 被災宅地の危険度判定	都市班、建設班
3 危険物施設等対策	警防部、県
4 放射性災害対策	警防部、消防団

1 がけ地の危険防止

(1) 土砂災害の警戒・巡視

県から土砂災害警戒情報が発表された場合、あるいは住民から異常現象の通報があった場合は状況を確認し、必要と認めた場合は、土砂災害危険箇所付近に居住する住民に対し、注意喚起や避難勧告又は指示（※第6節の「1 避難の勧告・指示等」参照）を行う。

(2) 土砂災害発生時の措置

がけ地は、県東葛飾地域整備センターの支援を受けて応急点検を行う。亀裂や一部崩壊が発生した場合は、建設事業者等に協力を依頼し、土砂の撤去、二次災害防止のためシート等による防護等を行う。

また、点検結果により周辺に危険が及ぶおそれがある場合は、避難勧告又は指示（※第6節の「1 避難の勧告・指示等」参照）を行う。

2 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所等の危険度判定を行う。

都市班は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、県を通じて被災宅地危険度判定士の確保を要請する。判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会）等に基づき行い、判定の結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

3 危険物施設等対策

(1) 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。警防部及び県は、必要に応じて立入検査を行う。

(2) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

4 放射性災害対策

(1) 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、放射性物質の漏えいを防止するため、施設の点検応急措置、環境監視などを実施する。

(2) 避難及び立入制限

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

消防局長又は消防署長及び市長（本部長）は、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

なお、消防団は、警防部と連携し、現場からの距離を置き支援活動に従事する。

第12節 応援派遣要請

【計画の指針】

江戸川がはん濫した場合には、地域の行政や住民の災害対策能力をはるかに超える事態となる可能性がある。

このため、大規模な災害が予想されるときは、優れた能力と技術を有する機関への応援を早急に求める。また、応援の受入体制を迅速に確立し、応援隊の待機時間をなくすとともに、応援隊の専門技術等を活かすように配置する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 自衛隊の災害派遣要請、受入れ	総括班、総務班
2 自治体等への応援要請	総括班、総務班
3 消防の広域応援要請	総括班、警防部
4 水道・下水道事業者の相互応援	給水班、建設班

1 自衛隊の応援派遣要請、受入れ

(1) 災害派遣要請

市長（本部長）は、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊の災害派遣要請を行う。

(2) 派遣要請の手続き

市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において文書をもってすることができないときは、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶等で知事に要求できないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

総括班は、これらの手続きを実施する。

(3) 受入体制

総務班は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、受入体制を整える。

(4) 自衛隊の派遣活動

知事が自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつやむを得ない事態と認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、概ね次のとおりとする。

〈自衛隊の支援活動〉

① 被害状況の把握	② 避難の援助
③ 遭難者等の捜索活動（行方不明者の捜索）	④ 水防活動
⑤ 道路又は水路等交通路上の障害物の除去	⑥ 消防活動
⑦ 応急医療、救護、防疫及び防虫駆除	⑧ 人員及び物資の緊急輸送
⑨ 炊飯及び給水	⑩ 物資の無償貸与又は譲与
⑪ 交通規制の支援	⑫ 危険物の保安及び除去
⑬ 予防措置	⑭ その他

(5) 自衛隊の自主派遣

自衛隊においては、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待つとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

〈自衛隊自主派遣の判断基準〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つとまがないと認められること |
|---|

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとする。ただし、他市町村にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村長が協議して定める。

ア 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費

イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等

エ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

(7) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、市長（本部長）は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

2 自治体等への応援要請

(1) 県への応援要請

市長（本部長）は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関若しくは特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）の長に対し、職員の派遣要請、又はその派遣について知事に対し斡旋を求める。

(3) 県内市町村との相互応援

県内で大規模災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、消防以外の分野に関し「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

(4) 応援隊の受け入れ・活動支援

総務班は、応援隊の活動拠点施設、宿泊先（候補施設：松戸競輪場宿泊施設）、食料、資器材等の手配を行う。

また、各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、各班が応援者の業務について対応する。

3 消防の広域応援要請

(1) 広域消防応援体制

ア 千葉県広域消防相互応援協定に基づく体制

市長（本部長）及び消防局長は、県内消防機関による広域的な応援が必要と認めるときは、この協定及びその具体的活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき迅速な相互応援を実施する。

イ 大規模災害消防応援実施計画に基づく体制

全国の消防機関は、「大規模災害消防応援実施計画」に基づき、応援が必要と認めるときは、都道府県ごとの応援出動計画に基づき応援活動を実施する。

ウ 緊急消防援助隊

消防庁長官は、知事と緊密な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の有無を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、適切な措置をとる。

エ 隣接市等との消防相互応援

警防部は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防相互応援協定を締結している市町村等に対し応援要請する。

(2) 消防機関の受け入れ

警防部は、各種応援協定、千葉県緊急消防援助隊受援計画等に基づいて、応援派遣部隊の受け入れ、指揮、運用を行う。（応援部隊宿营地：消防訓練センター）

(3) ヘリコプターの派遣要請

市長（本部長）及び消防局長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。

4 水道・下水道事業体の相互応援

(1) 水道

給水班は、災害時の給水等の応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、他の水道事業体等に応援要請をする。

(2) 下水道

建設班は、「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

第13節 生活関連施設等の応急対策

【計画の指針】

災害時にも医療、福祉施設等にはライフラインの維持が求められるほか、氾濫が収まった直後から家財等の洗浄のための水の需要が急激に高まることが予想される。

このため、災害時にも重要施設のライフラインを確保するとともに、地域の生活、産業等の復旧と整合を図りながらライフラインを復旧させ、地域の復興を促進する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 上水道施設	給水班、県水道局
2 下水道施設	建設班、県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所
3 電力施設	東京電力(株)
4 都市ガス施設	京葉瓦斯(株)
5 通信施設	東日本電信電話(株)
6 郵便	郵便事業(株)、郵便局(株)
7 道路・橋梁	建設班、県東葛飾地域整備センター、千葉国道事務所、首都国道事務所
8 鉄道	東日本旅客鉄道(株)、新京成電鉄(株)、東武鉄道(株)、流鉄(株)、北総鉄道(株)、京成電鉄(株)
9 バス	京成バス(株)、新京成電鉄(株)、東武バスイースト(株)、成田空港交通(株)
10 河川	建設班、県東葛飾地域整備センター、江戸川河川事務所

1 上水道施設

(1) 市水道の対策

ア 応急体制の確立

給水班は、応急活動体制を確立し生活用水の確保と応急復旧に対応する。

なお、市では対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき、県内水道事業者等の応援を得て復旧を行う。

イ 活動内容

応急復旧に当たっては、被害状況を把握し応急復旧対策を確立し、①取水、導水、配水施設の復旧、②主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路、の優先順位で復旧する。

(2) 県水道局の対策

県水道局では、災害が発生した場合に備え「千葉県地域防災計画」を基本に「水道局災害対策基本計画」を策定して、県及び関係市町村と密接に連携を図り、災害に対処することとしている。

2 下水道施設

建設班及び県江戸川下水道事務所、県手賀沼下水道事務所は、下水道の応急復旧対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

被害が発生した場合は、必要な要員を動員して応急活動体制を確立する。

(2) 応急活動

被害が発生した場合は、被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の低下、二次災害

の防止等を行う。

(3) 下水道の復旧対策

詳細な被害調査を実施し復旧計画を作成して復旧作業にあたる。

3 電力施設

東京電力(株)は、「非常災害対策マニュアル」に基づき、台風、雪害、その他非常災害に対する会社の組織及び運営について定め、人身事故の防止並びに設備被害を早期に復旧する。

また、感電事故並びに漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて、次の事項に注意するよう広報活動を実施するとともに、広報車等により直接該当する地域へ周知する。

なお、災害発生時においても、原則として送電を継続する。

〈電気に関する広報事項〉

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 無断昇柱、無断工事をしないこと。② 不良箇所（電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。③ 断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと。④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。 |
|--|

4 都市ガス施設

京葉瓦斯(株)は、災害又は重大事故の発生により広範囲にわたりガス工作物の被害及びガスによる二次災害の防止、軽減及び早期復旧を図るため、日頃から緊急措置及び復旧活動のための組織、人員、機材及び図面等を整備するとともに、災害時には速やかに災害防止のための体制を確立する。

災害時には、供給区域全域の供給を停止することなく、被害の程度に応じてブロック毎に供給を停止するが、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、消防機関、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧見通しについて広報する。

5 通信施設

電話等通信は災害時における情報の収集、伝達手段として住民はもとより、行政等災害対策関係者にとって必要不可欠なものであるため、東日本電信電話(株)ほか、各通信事業者は、通信施設の速やかな復旧対策を講じる。

また、災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

〈電話に関する広報事項〉

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 通信途絶、利用制限の理由と内容② 災害復旧措置と復旧見込時期③ 通信利用者に協力を要請する事項④ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始 |
|---|

6 郵便

郵便事業(株)及び郵便局(株)は、被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

また、被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

東日本電信電話(株)等から委託を受けた電気通信取扱業務について、関係の機関と密接な連携の下に、郵便局において取り扱う電話業務の災害時における運営の確保を図るとともに、被災通信施設の東日本電信電話(株)等による応急復旧に協力する。

7 道路・橋梁

災害が発生した場合、建設班及び各道路管理者は、緊急輸送道路を最優先に、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 国道・県道

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、災害時における対応計画、災害実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン占有者、建設事業者及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、千葉国道事務所、首都国道事務所、県東葛飾地域整備センターはパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

(2) 市道

建設班は、市道の被害状況を把握し、災害対策上重要な路線の障害物の除去、必要に応じて迂回路の設定、応急措置を行う。

8 鉄道

(1) 運転規制

各鉄道事業者は、雨量等の測定値に基づき列車の運転を停止させ点検を実施する。異常がないことを確認後、運転規制を解除する。

(2) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に誘導し避難させる。旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに松戸市から市指定避難場所への避難勧告があった場合又は臨時避

難場所が危険のおそれがある場合、市指定避難場所へ避難するよう案内する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

列車が駅間に停止した場合は、原則として乗客は降車させない。火災等によりやむを得ず、旅客を降車させる場合は、地形等を考慮し、特に婦女子に留意し、他の旅客の協力を要請して安全に降車させる。この場合、隣接線路の歩行が危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

9 バス

各バス会社は、災害が発生し、運行が危険と判断した場合、速やかに安全と思われる場所に停車し、旅客の安全を確保する。

旅客の身に危険が及ぶと判断した場合は、所属営業所管理者の指示を得て、最寄りの市指定の避難場所へ誘導する。

10 河川

建設班及び各河川管理者は、河川施設の緊急点検を実施するとともに、被害状況と危険箇所を把握し、河川を閉塞しているガレキの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

第14節 教育対策・保育対策

【計画の指針】

学校等は、生徒・児童・園児等の安全を確保するとともに、教育活動・保育活動の早期再開に向けた活動が必要となる。しかし、学校は避難所として利用されるため、教職員等の避難所運営への協力が求められる。

このため、早期に避難所の自主運営体制を確立し、教育の再開を促進することが重要である。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害発生時の対応	教育1班、福祉2班、小・中学校等
2 避難所開設への対応	教育1・2班、小・中学校
3 応急教育	教育2班、小・中学校
4 応急保育	福祉2班
5 文化財の保護	教育1班

1 災害発生時の対応

各学校、幼稚園、保育所における災害発生時の対応は、別に定められた避難計画等に基づき児童・生徒・園児等の安全を確保する。

(1) 児童・生徒・園児等の避難

学校長等は、災害が発生した場合、児童・生徒・園児等の安全を確認する。施設の被害、火災等が発生した場合は、安全な場所に避難させる。

児童・生徒・園児等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 調査及び連絡

施設の被害状況等については、各学校長若しくは施設の管理者が、速やかに調査し、教育1班、福祉2班に報告する。

(3) 安否の確認

休日、夜間に災害が発生した場合は、各学校等の教職員で、児童・生徒・園児等の安否を確認する。

2 避難所開設への対応

施設が避難所に指定されている場合、学校長は、避難所の開設等災害対策のため、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保する。

また、教育1・2班、自主防災組織等と連携して避難者の受け入れを行う。

3 応急教育

(1) 応急教育計画の作成

学校長は、立地条件などを考慮して作成した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

作成した応急教育計画は、教育2班に報告し、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒・園児等に周知徹底を図る。

(2) 災害復旧時の体制

学校長等は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒・園児等に対しては被災状況を調査し、教育2班と連携し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

また、災害の推移を把握し、教育2班と緊密に連絡の上、平常授業に戻るよう努める。

なお、避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合は、他の公共施設の確保を図るなど、早急に授業の再開ができるよう努める。

教育2班は、被災学校ごとに担当者を定め、情報及び指令の伝達に万全を期す。

(3) 応急教育の実施

災害発生後は、臨時休校（園）の措置をとる。その後、学校安全計画に基づき学校等へ収容可能な児童・生徒・園児等は、学校において指導するため、2週間後を目途に授業等の一部を再開し、それまでの間は臨時登校等の措置をとる。1ヶ月後を目標に通常の授業を再開する体制をとる。

また、他市町村へ避難する児童・生徒・園児等については、教職員の分担を定めて就学手続きの臨時的措置をとるとともに、避難した地域ごとに実状の把握に努め、必要がある場合は避難先を訪問するなどの措置をとる。

(4) 学校給食の措置

学校再開に合わせ、学校給食が再開できるように努める。再開する場合は、施設設備の消毒、調理関係者の健康管理等、衛生に十分留意する。

施設を炊き出し等に利用する場合、食材等の入手が困難な場合等は、一時中止する。

(5) 健康管理

災害の状況により、被災学校（園）の教職員及び児童・生徒・園児等に対し感染症予防接種並びに健康診断、心のケアについて、県松戸健康福祉センター及び学校医、関係機関等と協議し実施する。

(6) 教科書・文房具・通学用品の調達・支給

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、必要な教材、学用品を給与する。

4 応急保育

福祉2班は、保育所等の被害状況を把握し、既存施設において保育できない場合、臨時保育所を設け、応急保育を実施する。また、市長が認める場合、保育料の減免又は猶予を行う。

交通機関の不通、保護者の被災等で通園に支障をきたす場合は、近隣の保育所等で保育する。

また、被災者の復旧を支援するため、放課後児童クラブ等においては被災者の児童、園児を一時的に預かる応急保育を実施する。

5 文化財の保護

文化財の所有者及び管理者は、文化財に被害が発生した場合、文化財保護法等に基づいて教育1班に報告するとともに、被害の拡大防止に努める。

教育1班は、被害状況を調査し県に報告する。

第15節 建物対策

【計画の指針】

江戸川や坂川がはん濫した場合には多数の浸水家屋が発生するほか、延焼火災が発生した場合には多数の焼失家屋が発生するおそれがあり、被災住宅のり災証明や住宅の修理、仮設住宅への入居などが大量かつ迅速に実施されるよう要求されることが予想される。

このため、補修可能な住宅の修理を促進しつつ、既存の公営住宅の空き家等を最大限確保することにより、仮設住宅の建設量やがれき処理量を抑制し、避難所生活の早期解消を推進する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 住家の被災調査・り災証明	調査班、警防部
2 被災建築物の応急修理	都市班
3 応急仮設住宅の建設	都市班、福祉1・2班
4 空き家の斡旋	都市班
5 市管理建築物の応急対策	各班

1 住家の被災調査・り災証明

(1) 住家の被災調査

調査班は、家屋の被害状況の把握及びり災証明書を発行するために、全住家を対象に被災調査を行う。

被災調査は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊・大規模半壊・半壊・一部破損・床上浸水・床下浸水の区分として、調査を行う。

火災により焼失した家屋等は、警防部が消防法に基づき火災調査を行う。

(2) り災証明の発行

家屋の被害調査の結果は、家屋被災台帳にまとめ、災害相談センター（※第2節の「7 住民相談」参照）にてり災証明書を発行する。

なお、火災によるり災証明書の発行は、警防部が行う。

2 被災建築物の応急修理

災害救助法が適用された場合は、住家が半焼又は半壊し自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を応急的に修理する。

都市班は、相談窓口で住宅の応急修理の希望受付を行い、必要性を調査した上で、災害協定団体等に、建設材料、器具、労務提供等を要請する。

市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

3 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合は、住家の全焼又は全壊等により、自己の資力では住宅を確保できない者に対して、仮設住宅を提供する

(1) 需要の把握

災害後に被害調査の結果から仮設住宅の概数を把握する。また、災害相談センター又は避難所において、仮設住宅入居の申し込みを受付ける。

応急仮設住宅の入居対象者は、り災証明の発行を受けているなど次の条件に該当する者である。なお、これ以外の者への適用については、県との協議により決定する。

〈応急仮設住宅の入居対象者〉

次のすべての条件に該当する者

- ① 住家が全壊、全焼又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保できない者
 - ・生活保護法の被保護者及び要保護者
 - ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
 - ・上記に準ずる者

(2) 用地確保

応急仮設住宅の用地は、公共用地を優先して確保し、ライフライン、交通等の利便性を考慮して選定する。不足が生じた場合には、民有地を借用する。

(3) 建設

仮設住宅は、「千葉県応急仮設住宅マニュアル」に基づいて建設する。

応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合、集会所等に使用できる施設を設置する。

高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置できる。

なお、建設に当たり、関東森林管理局千葉森林管理事務所、県農林水産部に災害復旧用の木材の供給を要請する。

また、市の災害協定団体に、建設材料、器具、労務提供等を要請する

【資料編 災害協定一覧】

(4) 入居

災害時要援護者を考慮し、住宅の困窮度に応じた入居の取扱いを行う。応急仮設住宅の供与期間は、原則として2年以内とする。

4 空き家の斡旋

都市班は、公営住宅、民間住宅の空き家の情報を収集し、被災者に斡旋する。公営住宅に関しては、公営住宅の入居者資格を有する被災者を優先的に入居できる措置を講じる。

5 市管理建築物の応急対策

都市班及び建築物を管理する各班は、建築物の点検及び調査を行い、応急措置を講じる。また、災害対策の拠点施設（避難所等）を優先して応急復旧を行う。

第16節 ボランティアへの対応

【計画の指針】

近年、ボランティア活動が活発になり、公平さを基本とする行政では対応しにくい被災者からのニーズに対して、きめ細かな対応が可能な災害ボランティアやNPOの活躍が広がっている。このため、ボランティアの活動環境を早期に確立し、被災地の早期復旧を推進する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 ボランティア活動の受入体制	保健医療班、松戸市社会福祉協議会
2 ボランティア活動	保健医療班、松戸市社会福祉協議会

1 ボランティア活動の受入体制

(1) ボランティアセンターの設置

保健医療班は、ボランティア活動の調整機関として松戸市災害ボランティアセンターを設置するよう松戸市社会福祉協議会に要請する。

(2) ボランティアニーズの把握

保健医療班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努める。

(3) 災害ボランティアセンターの業務

災害ボランティアセンターの業務は、次のとおりである。

なお、災害ボランティア活動については、その自主性を尊重し、活動方針や運営については災害ボランティアセンター自らの決定に委ねる。

ア ボランティアの登録及び管理

ボランティアの登録及び管理を行う。

イ ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整

ボランティア団体の情報収集及びボランティア団体間の調整を行う。

ウ ボランティアの派遣

市本部からの依頼あるいはニーズの調査に基づき、ボランティアの派遣を行う。

エ ボランティアの募集

ボランティアの募集について、市広報紙、マスコミ等を通じて行う。

オ 千葉県社会福祉協議会との連携

「千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定」に基づき、支援活動の連携を図る。

(4) 市との調整

保健医療班は、ボランティア需要状況の的確な把握に努め、松戸市災害ボランティアセンターの運営に協力するとともに、市本部との連絡・調整にあたる。調整事項は、概ね次の事項である。

ア 災害ボランティアセンターの設置の協議

イ 市内被害状況に関する情報の提供

ウ 対策実施状況に関する情報の提供

エ 県が派遣する専門ボランティアの受付調整

オ 報道機関などへボランティア活動に関する情報の提供

- カ 災害ボランティアセンターに必要な資材、器材、活動資金などの提供
- キ 災害ボランティアセンターとの連絡調整
- ク その他の協力要請

(5) ボランティア保険

ボランティア保険は、松戸市社会福祉協議会で登録を行い市の負担で加入する。

(6) 活動費用の負担

ボランティア活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市が負担する。

(7) その他

食事や宿泊場所の確保、手配はボランティア自身で行うことが原則であるが、困難な場合等は、必要に応じて市や関係機関が確保、手配に協力する。

2 ボランティア活動

災害時のボランティア活動にはさまざまな活動分野が求められているため、職能によって専門分野と一般分野に大別し、それぞれ次のような分野を担当するものとする。

〈災害ボランティアの活動〉

専門ボランティア	一般ボランティア
① 救護所等での医療、看護	① 避難所の運営
② 被災宅地の危険度判定	② 炊出しや食料、飲料水などの受入・配給
③ 外国語の通訳	③ 救援物資や義援品の仕分け
④ 被災者への心理治療	④ 災害時要援護者の介護
⑤ 災害時要援護者の介護	⑤ 清掃
⑥ その他の専門的知識、技能を要する活動等	⑥ その他被災地における軽作業など

第17節 災害時要援護者への対応

【計画の指針】

高齢者、障害者等は、自力で避難できずに自宅に取り残されたり、避難所生活による精神的・体力的負担から健康を害するおそれがある。

このため、福祉関係者や地域組織等が連携して、要援護者の避難支援を行うとともに、避難所でのケアや福祉施設等への受け入れを円滑に行う。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害時要援護者の安全確保	福祉1・2班、松戸市社会福祉協議会
2 災害時要援護者への支援	福祉1・2班、松戸市社会福祉協議会
3 福祉避難所の設置	福祉1・2班
4 社会福祉施設入所者等への支援	福祉1・2班

1 災害時要援護者の安全確保

(1) 災害時要援護者の安否確認

福祉1・2班は、民生委員・児童委員、自主防災組織、松戸市社会福祉協議会等の協力を得て、在宅の災害時要援護者の安否確認を行う。

また、平常時から介護を必要とする災害時要援護者については、福祉関係者等を通じて安否確認を行う。

(2) 避難所への収容

避難所に災害時要援護者専用スペースを確保し、収容する。

2 災害時要援護者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉1・2班は、災害時要援護者に対する援護対策のニーズを把握し、松戸市社会福祉協議会等の福祉関係団体、避難所運営委員会、ボランティア等の協力を得て、次にあげる対策を行うよう努める。

ア 施設

障害者用仮設トイレ、携帯トイレ、ベッド、間仕切りなどの設備の設置、騒音や出入り口等の配慮を行う。

イ 生活必需品、食料

災害時要援護者に配慮した食料、介護ケア用品を供給する。

ウ 介護支援

必要なケアサービスを確認し、ボランティア等による介護等を行う。

(2) 社会福祉施設等への入所

福祉1・2班は、避難所で介護等が困難な災害時要援護者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、福祉施設等に受け入れを要請するよう努める。

(3) 巡回相談等の実施

災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、被災地等において、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員、ケースワーカー、ボランティア等の専門家によるホームヘルプサービス、要介護者への巡回相談等に努める。

(4) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要援護高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。デイサービスセンター等の社会福祉施設の早期再開に努め、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

3 福祉避難所の設置

福祉1・2班は、避難生活が長期化する場合等、必要と認める場合には、避難所での生活が困難な災害時要援護者を収容する福祉避難所を開設し、収容する。

また、市外の福祉施設に一時的に入所措置する。

〈福祉避難所予定施設〉

ふれあい22、中央保健福祉センター

(地域福祉避難所) 各老人福祉センター

(2次福祉避難所) 各特別養護老人ホーム、各特別支援学校

4 社会福祉施設入所者等への支援

(1) 安全確保

施設管理者は、入所者・利用者の安否を確認し、負傷した場合は、救護所等に移送する。

また、火災が発生した場合、職員は初期消火を行い、避難が必要な場合は、近隣の住民等の協力を要請する。

福祉1・2班は、社会福祉施設の状況を把握し、避難等の支援を行う。

(2) 施設における生活の確保

災害によりライフライン等が断たれ、食料、飲料水、生活必需品等が供給できなくなった場合、原則として施設管理者が対応するが、緊急を要する場合は、福祉1・2班が必要な支援を実施する。

また、市外の施設等へ移動する場合の支援も行う。

第18節 災害救助法の適用

【計画の指針】

一定規模以上の災害は、被災者の救助・救援費用について一定基準の財政負担を国が担保する。このため、基準以上の被害に上ると予想される時は、正確な被害数量を把握するまでもなく、速やかに災害救助法の適用を知事に求め、法に基づく救助に着手する。

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害救助法の適用手続き	総括班
2 災害救助法による事務	各班

1 災害救助法の適用手続き

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合は知事が救助を行い、市長はこれを補助する。

(2) 適用手続き

市域の災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する又は該当する見込みがある場合、市長（本部長）は直ちにその旨を知事（県松戸健康福祉センター経由）に報告する。

災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事の行う救助の実施を待つことができないときは、市長（本部長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(3) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。松戸市における具体的適用基準は、次のとおりである。

人口30万人以上の区分に該当する本市は、市域の被害状況が次のいずれかに該当する場合に、知事によって災害救助法が適用される。

ア 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下、「滅失世帯」という。）の数が、150世帯以上に達した場合に適用される。

イ 県内の滅失世帯の数が2,500世帯以上に達する場合であって、市の滅失世帯の数が75世帯以上に達する場合に適用される。

ウ 県内の被害世帯の数が12,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、市の滅失世帯数が多数である場合に適用される。

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するときに適用される。

(4) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

ア 全壊（全焼・流失）住家1世帯は、滅失世帯数1

イ 半壊（半焼）住家1世帯は、滅失世帯数1/2

ウ 床上浸水や土砂の堆積で一時的に居住できない住家1世帯は、滅失世帯数1/3

2 災害救助法による事務

(1) 業務の分担

市長が災害救助法の適用業務を実施する場合は、災害対策本部の業務分掌に基づいて、業務を分担する。

各業務の担当班は、災害救助法の業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意して業務を実施する。

また、災害救助法の適用、市長による実施が不明な場合も、災害救助法による業務実施基準や整備すべき帳簿等に留意する。

〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉

災害救助法適用業務の種類	担当班	市長委任※	実施期間
避難所の設置	市民班	○	7日以内
応急仮設住宅の供与	都市班		20日以内に着工
炊き出しその他による食品の給与	経済班	○	7日以内
飲料水の供給	給水班	○	7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	経済班	○	10日以内
医療	保健医療班		14日以内
助産	保健医療班		分娩の日から7日以内
災害にかかった者の救出	警防部	○	3日以内
住宅の応急修理	都市班	○	1ヶ月以内
学用品の給与	教育2班	○	教科書等1ヶ月以内 文房具等15日以内
埋葬	福祉1班	○	10日以内
死体の搜索	福祉1班	○	10日以内
死体の処理	福祉1班		10日以内
障害物の除去	都市班	○	10日以内

※ 迅速な救助を行う必要がある際に県知事が市長に委任を行う事項

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表】

(2) 災害救助法の業務実施基準

災害救助法による救助業務の程度、方法及び実施弁償の一般基準は、県災害救助法施行細則によるが、災害の種類、態様によって一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、特別基準の適用を知事に要請する。

この場合、期間延長については一般基準の期間内に要請する。

第4章 災害復旧計画

第1節 住民生活安定対策計画

【計画の指針】

被災者の生活再建を促進するため、市及び関係機関は、生活再建支援策を速やかに周知し、手続きの円滑化を図る。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 税等の減免等	調査班
2 災害弔慰金の支給等	福祉1班、財務班
3 生活福祉資金の貸付け	福祉1班
4 郵便物の特別取扱い等	郵便事業(株)、郵便局(株)
5 雇用の確保	経済班、松戸公共職業安定所
6 公共料金の特例措置	各公共機関
7 災害公営住宅の建設	都市班
8 災害応急資金の融資	経済班
9 義援金の保管及び配分	財務班
10 被災者生活再建支援金の支給	財務班
11 介護保険における対応	福祉1班

1 税等の減免等

松戸市税条例、県県税条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者（以下「被災納税者等」という。）に対し、市税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について速やかに適切な措置を講ずるものとする。

(1) 期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認めるときは、市長は適用地域及び期日を指定してその期限を延長するものとする。

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税等を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき法令等に定められている期間において、徴収を猶予する。

(3) 滞納処分の執行の停止

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予の減免等適切な措置を講じる。

(4) 減免

被災納税者等の申請に基づき、減免する。

(5) 保育料の減免等

災害等の特別な事由により保育料負担者が保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免することができる。

2 災害弔慰金の支給等

(1) 災害弔慰金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により負傷し又は疾病にかかり、治癒後に精神又は身体に著しい障害がある住民に対して災害障害見舞金を支給する。

(3) 災害援護資金の貸付け

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。

(4) 災害見舞金の支給

「松戸市災害見舞金支給要綱」（昭和55年3月31日告示第48号）に基づき、風水害等により被害を受けた者に対し災害見舞金を支給する。

3 生活福祉資金の貸付け

「生活福祉資金貸付事業制度要綱」（厚生労働省）に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付対象とならない。

4 郵便物の特別取扱い等

郵便事業(株)、郵便局(株)は、災害が発生した場合、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

5 雇用の確保

松戸公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、離職者の早期再就職の斡旋を行う。

6 公共料金の特例措置

各公共機関は、被害を受けた住民の生活を支援するため、災害の規模に応じ公共料金等の支払いについて特例措置をとる。

7 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、都市班は、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

8 災害応急資金の融資

経済班は、災害の状況に応じて、次のような資金融資の措置及び利用について住民に周知する。

(1) 災害復興住宅融資

住宅の建設又は購入及び自宅の補修の場合に、住宅金融支援機構が融資等を行う。

(2) 中小企業者への融資資金

災害により被害を受けた中小企業の再建と経営安定のため、必要な資金並びに事業費の融資等の支援策について、松戸商工会議所等と連携を図る。

(3) 農林漁業者への融資

農林水産業者の災害復旧や経営安定のため、政府系金融機関等が行う融資について、とうかつ中央農業協同組合等と連携を図る。

9 義援金の保管及び配分

(1) 義援金の受入と保管

市に送付された義援金は、財務班が受付け、指定金融機関へ預け入れ、保管する。

また、日本赤十字社等を通じて配分された義援金を受付ける。

(2) 義援金の配分

義援金の配分については、災害義援金配分委員会を組織し、被災者数、被災世帯数、被災状況等を考慮して決定する。県に災害義援金配分委員会が設置された場合は、その基準に従う。

日本赤十字社義援金も災害義援金配分委員会の協議によって配分される。

10 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し、生活再建支援金を支給する。

(1) 被災世帯

自然災害により被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金が支給される。

ア 居住する住宅の全壊した世帯

イ 居住する住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、解体する世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

(2) 被災者生活再建支援金の支給

支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。

11 介護保険における対応

災害によって被害を受けた被保険者に対して、認定更新申請期限の延長、給付差し止め等の緩和、給付割合の変更等の対応をとる。

第2節 生活関連施設の復旧計画

【計画の指針】

災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実現を図る必要がある。

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 災害復旧事業	各班
2 国の財政援助等	各班

1 災害復旧事業

市は、国および千葉県と連携して災害による被害の再発防止に努め、単なる原形復旧にとどまらず必要な改良を行うなど将来の災害に備えるため、法律に基づいて災害復旧事業計画を策定し復旧事業にあたる。

市が実施する災害復旧事業又はその他関係事業は、別の法律に定めるところにより、国及び千葉県が全部又は一部を負担し又は補助して行われる。

2 国の財政援助等

財政の援助及び助成は、適正かつ速やかに行うものであるが、法律等により国がその費用の全部又は一部を負担し、又は補助する災害復旧事業については、主務大臣が行う災害復旧事業費の決定を、都道府県知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査の結果に基づき行うこととなっている。

法又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる法律並びに災害復旧事業は次のとおりである。

(1) 法律により一部負担又は補助するもの

国が財政の援助を行う法律及びその対象となる事業は次のとおりである。

法 律	補 助 を 受 け る 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、公園の復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童遊園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急施を要する土地区画整理事業
海岸法	海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁）の復旧作業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業、感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理にかかる費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者更正援護施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

激甚の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出するものとする。

第3節 災害復興計画

【計画の指針】

被災した住民の生活や企業活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠となる。また、復興によって被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に地域の構造をよりよいものに改変することが望ましい。

そのためには、再建の途上にある住民や企業者、その他関係機関が積極的に復興事業に参画できる条件や環境の整備を速やかに行い、調整及び合意形成を十分に行うことが重要である。

市街地が壊滅的な被害をうけた場合、再び災害を被らないためには、安全で快適な都市空間を確保して新たな社会資本を整備し、「災害に強いまち」を形成する必要がある。

このため、円滑で計画的な復興の進め方や都市像・地域像、モデルプランなどについて、住民により培われた地域文化や歴史を十分に踏まえ、そこに住む人々のコミュニティを基本としたまちづくりを行う。

復興まちづくりを行うに当たっては、市・住民・事業所で協力して行う。

また、復興担当を決め、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図る。

さらに、種々の復興事業推進のため、復興財源の確保に努める。